



富津市一般廃棄物処理 基本計画（案）

（富津市食品ロス削減推進計画（案））

は じ め に

市長あいさつ

※後日作成

目 次

第1章 基本的事項	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	4
3. 計画の構成	5
4. 計画目標年度	6
5. 計画の進行管理	7
第2章 富津市の概要	8
1. 自然環境	8
2. 社会環境	12
3. 将来推計人口の見込み	16
第3章 ごみ処理基本計画	17
1. ごみを取り巻く社会情勢	17
2. ごみ処理の状況	19
3. 課題の整理と対応策の検討	37
4. 基本理念	40
5. 削減目標	41
6. 目標達成に向けた施策	44
7. 各主体の取組	46
8. 収集・運搬計画	50
9. 中間処理計画	53
10. 最終処分計画	57
11. 災害廃棄物処理計画	58
12. その他の事項	59
第4章 食品ロス削減推進計画	60
1. 計画の基本的事項	60
2. 食品ロスの現状	61
3. 基本理念・目標	62
4. 基本的施策の推進	63
5. 各主体の取組	67
6. 計画の効果的な推進	68

第5章 生活排水処理基本計画.....	69
1. 生活排水処理の基本方針	69
2. 生活排水を取り巻く社会情勢	70
3. 生活排水処理の状況.....	74
4. 課題の整理と対応策の検討	82
5. 数値目標の設定.....	83
6. 目標達成に向けた役割	84
7. 各主体の取組.....	85
8. 収集・運搬計画	87
9. 中間処理計画	87
10. 最終処分計画	87
11. 災害発生時の処理・処分.....	88

第1章 基本的事項

1. 計画策定の趣旨

これまで廃棄物処理の目的は、公衆衛生の向上から、公害問題の解決・生活環境の保全、そして循環型社会の構築へと変遷してきました。その目標達成のため、法制度を始めとした各種取組を進め、かつての高度成長期の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会システムから循環型社会への転換を図ってきました。その結果、全国的には一人一日当たりの一般廃棄物の排出量は、平成12年度（2000年度）以降は減少に転じています。

現在の「富津市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「前回基本計画」という。）は平成22年（2010年）3月に策定され、策定以降、様々な法律等の整備により、廃棄物の削減に加え、食品ロス削減、プラスチック類の削減等、削減するごみの質等、様々な課題が求められています。

本市の家庭系のごみ排出量は、前回基本計画策定以降、市民の皆様の協力もあり、平成30年度（2018年度）まで減少していましたが、令和2年度（2020年度）にかけて、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、一旦増加したものの、令和3年度（2021年度）は再び減少する傾向が見られます。

事業系のごみ排出量は、平成30年度（2018年度）までは横ばいの傾向が見られましたが、家庭系とは反対に新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の鈍化により、減少傾向が見られます。

また、再資源化率については令和3年度（2021年度）において23.1%と伸び悩んでいるなか、富津市環境センターの老朽化等の課題も含め、引き続き対応する必要があります。

一方、生活排水については、令和2年度（2020年度）の生活排水処理率が約52%であり、し尿、浄化槽汚泥の年間合計処理量は減少傾向を示していますが、生活排水処理率の向上に向けて引き続き公共下水道への接続、合併処理浄化槽の設置促進等により生活環境の改善や公共用水域の水質保全に努める必要があります。

これらを踏まえ、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）（以下、本文中「SDGs」という。）、サーキュラー・エコノミー（循環経済）への移行、脱炭素社会の実現、海洋プラスチック問題等の近年の世界的な取組の視点、国及び千葉県の最新の動向、前回基本計画における施策の成果等、計画の前提となる諸条件の変動を考慮した上で、本市における今後の方向性と施策を改めて検討します。

また、令和元年（2019年）10月に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下、本文中「食品ロス削減推進法」という。）に基づき、本市における食品ロスの削減を計画的に推進するため食品ロス削減推進計画を併せて策定します。

◆持続可能な開発目標（SDGs）

SDGsとは「Sustainable Development Goals」を略したもので、日本語では「持続可能な開発目標」と呼ぶ、国際社会共通の目標です。平成27年（2015年）9月に、150カ国を超える世界のリーダーが参加して開かれた「国連持続可能な開発サミット」で定められました。本計画では、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されたSDGs（持続可能な開発目標）の理念を踏まえたものとし、これにより、世界が目指す持続可能な社会の実現にも貢献するものと考えています。

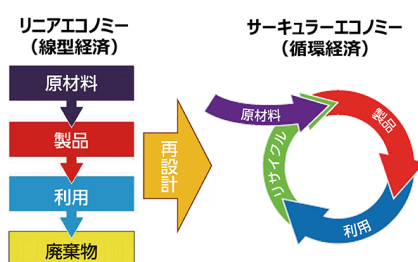
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



◆サーキュラー・エコノミー（循環経済）への移行

環境省では平成30年（2018年）4月17日に「第五次環境基本計画」を閣議決定し、持続可能な社会に向けた基本的方向性のなかで、SDGsの考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化するため、環境政策による、経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーション創出や、経済・社会的課題の同時解

決に取り組むこととし、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくこと目標に、地域資源を持続可能な形で活用すること、各地域が自立・分散型の社会を形成し、地域資源等を補完し支え合う「地域循環共生圏」の創造を目指しています。「地域循環共生圏」の創造により幅広い関係者とのパートナーシップを充実・強化を図り、これらを通じて、持続可能な循環共生型の社会（「環境・生命文明社会」）を目指しています。



◆脱炭素社会の実現

富津市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、平成31年（2019年）4月に「第1次富津市地球温暖化対策実行計画」を策定しました。

この計画は、市役所の事務・事業により排出される二酸化炭素の排出量について平成25年度（2013年度）を基準年度として、令和5年度（2023年度）までに約5%削減することを目標としました。

また、千葉県では「国の掲げる『2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする。脱炭素社会の実現を目指す。』という高い目標の達成に向けて、『オール千葉』で取組む」としており、「千葉県地球温暖化対策実行計画」に、脱炭素社会実現に向けた具体的な取組や長期的な目標値について盛り込む予定としています。



◆海洋プラスチック問題

ペットボトルやレジ袋等のプラスチックごみは、川等を通じて海に流出することで、海洋プラスチックごみとなり、さらに、紫外線や波で劣化・破碎されることでマイクロプラスチック（一般に5mm以下の微細なプラスチック類をいう。）となります。クジラやウミガメ、魚、海鳥の体内からもマイクロプラスチックが出てきたという報告があります。



また、令和32年（2050年）には海洋中のプラスチックごみの重量が魚の重量を超えるという試算もあり、生態系・海洋環境へ大きな影響を与えるものとして国際的な問題となっています。

2. 計画の位置づけ

本基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、本文中「廃棄物処理法」という。）の規定に基づき策定するものです。

また策定にあたっては、下図に示すとおり、「富津市みらい構想」及び「富津市環境基本計画」並びに千葉県各種関連計画を踏まえ策定するものとします。

なお、本基本計画に関連する法律等は資料編に添付しています。

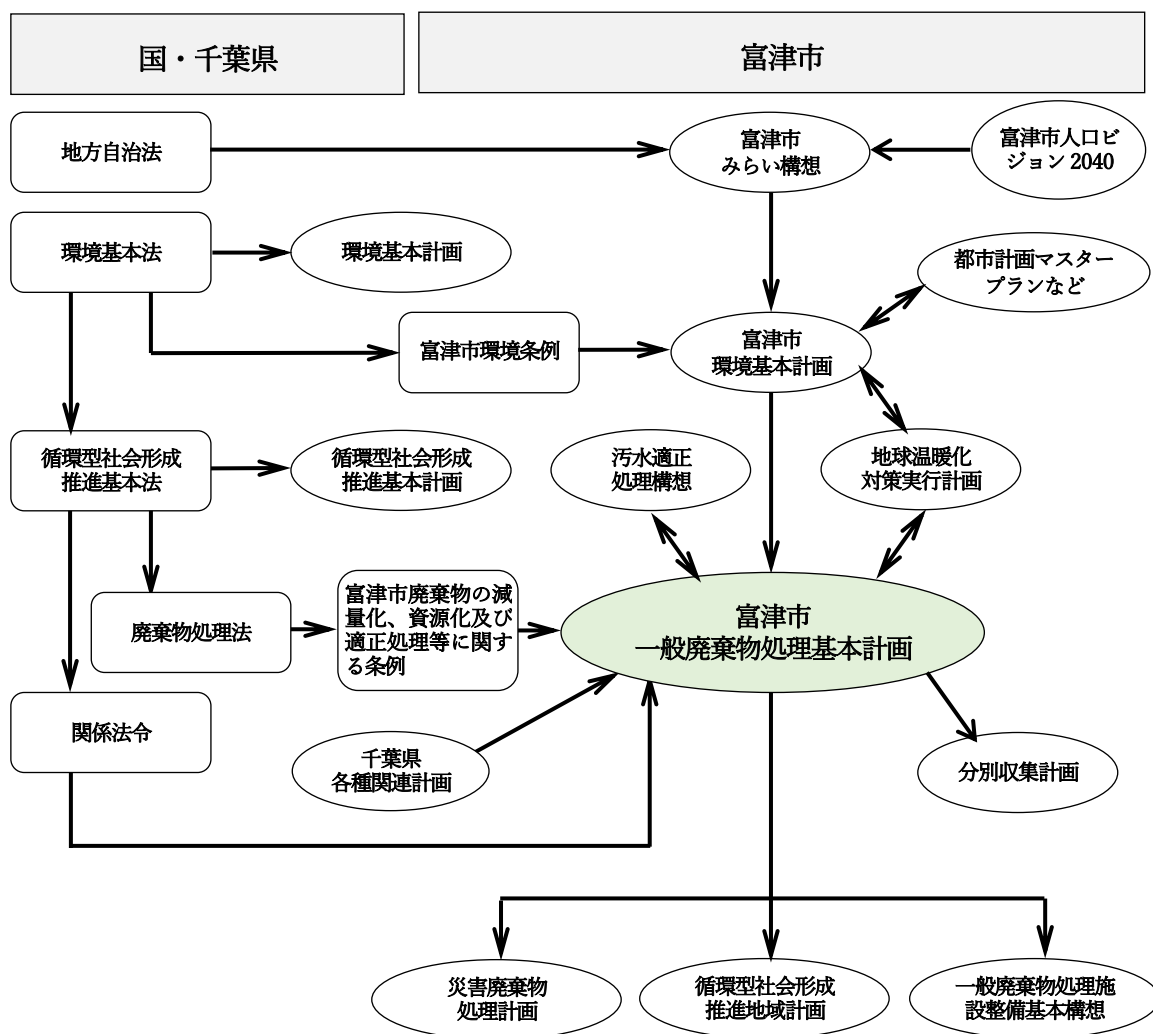


図1-2-1 関係法令と計画の位置づけ

3. 計画の構成

廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき、市町村は、同法の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、「当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（「一般廃棄物処理計画」）を定めなければならない」とされています。

本基本計画は、これに基づき本市の廃棄物処理の方向性を定めるものであり下図に示す構成となっています。

第1章、第2章は一般廃棄物処理基本計画の共通事項として、基本的事項と富津市の概要を記載しています。

第3章は「ごみ処理基本計画」として本市のごみ処理の現状や基本方針、目標等を記載しています。

第4章は「食品ロス削減推進法」に定める食品ロス削減推進計画です。食品ロス削減推進はごみ処理基本計画の重点施策のうちのひとつで、内容が密接に関連することから、一般廃棄物処理基本計画の一部として、第4章において策定しています。

第5章は生活排水処理の方向性を定める「生活排水処理基本計画」を記載しています。

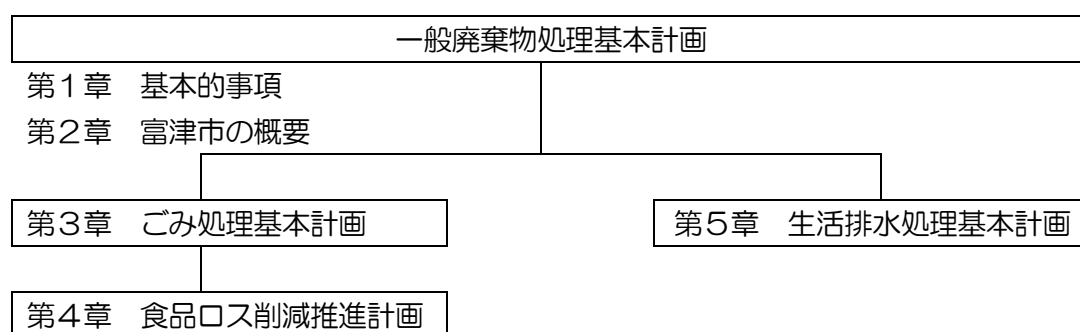


図1-3-1 本計画の構成

4. 計画目標年度

「ごみ処理基本計画策定指針」（平成 28 年（2016 年）9 月、環境省）では、目標年次をおおむね 10 年から 15 年先に置いて、おおむね 5 年ごとに改定するとともに、諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適当とされています。

前回基本計画は平成 21 年度（2009 年度）に策定され、平成 21 年度（2009 年度）を初年度、平成 30 年度（2018 年度）を中間目標年度、令和 5 年度（2023 年度）を目標年度としています。その後の制度改正や廃棄物処理を取り巻く社会情勢の変化、数値目標や施策等についての達成度や各々の取組の進捗状況を踏まえて、令和 5 年度（2023 年度）を初年度に、令和 15 年度（2033 年度）を中間目標年度、令和 20 年度（2038 年度）を目標年度として、新たな一般廃棄物処理基本計画を策定するものとしします。

また、食品ロス削減推進計画の目標年度についても、本基本計画と同じ令和 20 年度（2038 年度）としします。

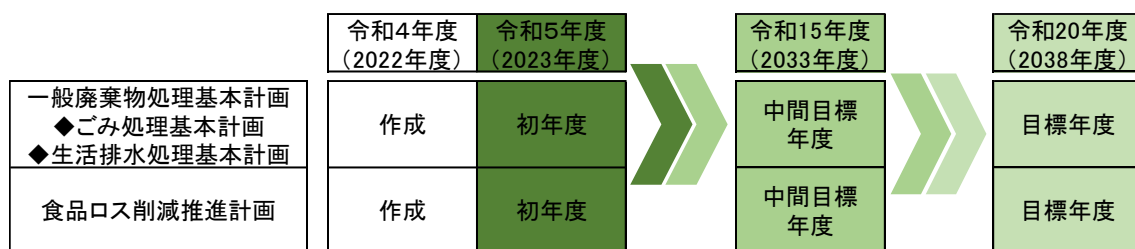


図 1－4－1 計画目標年度

5. 計画の進行管理

長期的な視点に立ち、安定した廃棄物処理と将来の循環型社会の構築に向けて、本計画の基本方針等に基づく各種施策を積極的に推進することにより、成果目標が達成出来るよう「富津市みらい構想」などの関係計画とも整合したなかで進捗管理を行います。

効果的に施策を推進し、計画目標を達成するため、施策の実施状況や計画目標の達成状況を定期的にチェックし、評価、改善措置を講じる計画とします。

本計画の進行管理に当たっては、PDCA サイクルの概念を導入し、進捗状況の把握・評価を行います。毎年変化するごみ処理の動向を把握して、市民や事業者など廃棄物処理における個別の局面において、実効性のある目標を立てた上で施策を計画し、関連する各計画における現状を把握した上で見直しを行い、より連続性のある進行管理とします。

なお、15 年先を見越した目標を掲げていますが、中間の 10 年後に見直しを行い実践的な改善に努めます。



P	= Plan	/ 計画	: 課題をもとに数値目標や施策を設定する
D	= Do	/ 実行	: 施策の推進を行う
C	= Check	/ 現状把握	: 問題点などの現状を把握する
A	= Action	/ 見直し	: 計画の評価、数値目標および施策の見直しをする

第2章 富津市の概要

1. 自然環境

(1) 位置と地勢

本市は、千葉県の中南部にあり、北東部を君津市、東南部を鴨川市、南部は鋸山を隔て鋸南町に接し、西部は東京湾に臨み、対岸には神奈川県横須賀市が位置しています。面積は、205.53km²で、東部から南部にかけて鹿野山（標高 379.0m）、鋸山（同 329.5m）、高宕山（同 330.1m）などの山々が連なり、岩瀬川、染川、湊川等の数多くの河川があります。

西部は、東京湾に突出した富津岬から南に約 40km に及ぶ海岸線があり、豊かな観光資源に恵まれ南房総国定公園となっています。東京湾アクアライン（平成 9 年 12 月開通）や館山自動車道（平成 19 年 7 月全線開通）により首都圏からのアクセスが向上しています。

表 2-1-1 位置及び地勢

(令和2年1月1日現在)

方 位		東 経		北 緯		地 点	
極 東	140°	00′	03″	35°	10′	21″	富津市宇藤木地先
極 西	139°	44′	21″	35°	18′	43″	富津市富津(第二海堡西端)
極 南	139°	54′	47″	35°	08′	21″	富津市上畑地先
極 北	139°	50′	17″	35°	21′	33″	富津市新富地先(東電、北東端)
市役所位置	139°	51′	26″	35°	18′	15″	富津市下飯野2443番地

（令和2年1月1日現在）

面 積	標 高		広 ぼう	
	最 高	最 低	東 西	南 北
205. 53 km ²	352 m	… m	23. 8 km	24. 4 km

（注）平成26年10月1日より面積を205.35km²から変更。

資料 国土地理院

出典：富津市統計書



図 2-1-1 富津市位置図

(2) 気象

本市に近接の木更津測候所での過去 10 年間（2012 年～2021 年）の気象データと、令和 3 年（2021 年）の 1 月～12 月の気象データは下記のとおりです。

表 2-1-2 過去 10 年間の気象データ

年	降水量				気温					風向・風速					日照 時間 (h)
	合計 (mm)	日最大 (mm)	最大		平均			最高 (℃)	最低 (℃)	平均 風速 (m/s)	最大風速		最大瞬間風速		
											風速 (m/s)	風向	風速 (m/s)	風向	
			1時間 (mm)	10分間 (mm)	日平均 (℃)	日最高 (℃)	日最低 (℃)				風速 (m/s)	風向	風速 (m/s)	風向	
2012	1,654.5	69.5	26.0	11.0	15.1	19.5	11.5	34.7	-3.7	2.7	12.7	南西	30.9	南南西	2,036.3
2013	1,411.0	213.5	43.0	17.0	15.8	20.3	11.9	37.0	-2.8	2.8	19.8	北北西	36.3	北北西	2,155.6
2014	1,637.5	112.5	26.0	13.0	15.4	19.9	11.7	35.4	-2.9	2.8	14.2	南南西	29.7	南南西	2,111.4
2015	1,905.0	97.0	40.0	15.0	15.9	20.3	12.3	37.6	-2.3	2.7	11.7	北	27.9	南南西	1,981.0
2016	1,663.0	98.0	56.5	29.0	16.1	20.6	12.4	36.9	-2.4	2.6	12.7	南西	27.6	西南西	1,813.7
2017	1,500.5	137.5	37.0	12.5	15.6	20.0	11.9	35.6	-2.2	2.7	13.0	南西	29.3	南	2,103.2
2018	1,460.5	95.0	48.0	17.0	16.5	20.8	12.8	36.3	-3.8	2.9	14.5	南西	34.3	南南西	2,150.3
2019	1,985.0	166.5	34.5	19.0	16.1	20.4	12.4	35.4	-2.7	2.7	23.2	南東	49.0	東南東	1,936.4
2020	1,772.0	79.5	27.0	12.5	16.1	20.4	12.5	35.5	-3.7	2.9	11.3	北西	24.5	南西	1,894.9
2021	1,927.5	157.5	42.5	10.0	16.2	20.7	12.3	35.3	-5.4	2.9	13.2	南西	26.5	西南西	1,767.9

出典：「過去の気象データ検索（木更津測候所）」気象庁HP

表 2-1-3 令和 3 年（2021 年）の気象データ

月	降水量				気温						風向・風速				日照 時間 (h)
	合計 (mm)	日最大 (mm)	最大		平均			最高 (℃)	最低 (℃)	平均 風速 (m/s)	最大風速		最大瞬間風速		
			1時間 (mm)	10分間 (mm)	日平均 (℃)	日最高 (℃)	日最低 (℃)				風速 (m/s)	風向	風速 (m/s)	風向	
1	45.5	15.5	3.0	1.0	5.2	9.4	0.9	17.3	-5.4	2.6	13.2	南西	26.5	西南西	180.0
2	65.0	46.5	16.0	4.5	8.4	13.1	3.5	19.9	-1.4	3.4	12.6	南南西	24.5	南南西	220.1
3	133.5	54.5	19.0	9.0	12.3	17.3	7.9	23.6	0.8	3.1	11.6	東北東	19.7	南	178.2
4	123.5	57.5	12.0	6.5	14.1	19.6	9.2	23.9	4.5	3.1	9.3	東北東	19.5	南西	210.2
5	121.5	43.5	13.5	3.5	18.9	23.2	15.2	27.5	8.8	3.3	11.7	南西	21.6	南西	164.4
6	111.5	21.0	18.0	10.0	21.8	26.4	18.3	30.1	14.4	2.3	8.2	南西	17.1	南西	145.1
7	423.0	157.5	42.5	10.0	25.2	29.7	21.9	33.2	19.2	2.2	8.5	東	17.5	北	200.7
8	245.5	131.5	31.5	9.0	26.7	31.1	23.7	35.3	18.8	2.9	11.5	南西	23.0	南西	196.5
9	173.5	50.0	13.5	3.5	21.8	26.0	18.8	30.6	15.4	2.7	7.5	東北東	14.7	南西	109.8
10	239.0	99.5	17.0	10.0	17.8	22.0	14.4	28.7	7.8	2.9	10.9	北北西	24.6	北	162.0
11	98.0	53.0	15.5	7.5	13.4	17.9	9.7	21.2	3.2	2.8	10.7	南西	19.3	南西	198.6
12	148.0	49.0	31.5	8.0	8.2	12.4	3.8	19.8	-2.2	3.0	12.2	北西	21.8	南西	202.4

出典：「過去の気象データ検索（木更津測候所）」気象庁HP

(3) 河川及び海域の水質

本市を流れる河川は下表に示すとおり、二級河川と準用河川があります。

表2-1-4 河川の状況

(1)二級河川

(令和2年1月1日現在)

水 系	河川名	区 域		延長(Km)
		上 流 端	下流端	
岩瀬川	岩瀬川	左右岸 富津市上字大関地先市道路橋上流端	海に至る	左右岸 各 4.2
小久保川	小久保川	左岸 富津市小久保字一ノ曲作437番1地先 右岸 富津市小久保字ソリ田1282番1地先 市道飯盛塚皿の子線飯盛橋上流端	海に至る	左右岸 各 2.2
染川	染川	左右岸 富津市宝竜寺字湧原307番地先	海に至る	左右岸 各 5.7
"	北上川	左岸 富津市亀沢字狭間甲530番地先 右岸 富津市亀沢字陣場甲529番地先 市道北上線六兵衛橋上流端	染川への合流点	左右岸 各 2.5
湊川	湊川	左右岸 富津市豊岡字北田地先松節川合流点	海に至る	左右岸 各 33.1
"	相川	左岸 富津市相川字上腰越 右岸 富津市相川字中尾市道川田橋下流端	湊川への合流点	左右岸 各 1.0
"	不入斗川	左岸 富津市不入斗字ミサゴ谷1217番1地先 右岸 富津市不入斗字松野1341番2地先支川合流端	湊川への合流点	左右岸 各 2.5
"	志駒川	左岸 富津市山中字下沢 右岸 富津市向田砂防指定地下流端	湊川への合流点	左右岸 各 9.5
"	高宕川	左岸 富津市大田和 右岸 富津市東大和田飛清川合流点	湊川への合流点	左右岸 各 1.9
白狐川	白狐川	左岸 富津市竹岡字上川 右岸 富津市竹岡字尾崎砂防指定地下流端	海に至る	左右岸 各 1.0
金谷川	金谷川	左岸 富津市金谷字日ヶ天3360番地先 右岸 富津市金谷字堂ノ下3162番地先支川合流点	海に至る	左右岸 各 1.7

資料 建設課

(2)準用河川

(令和2年1月1日現在)

水 系	河川名	区 域		延長(m)
		上 流 端	下流端	
世入川	世入川	左岸 富津市湊字小笑谷1165番地先 右岸 富津市湊字沢田1561番地先	海に至る	左右岸 各 420
笹毛川	笹毛川	左岸 富津市笹毛字平田1001番1地先 右岸 富津市笹毛字芝山1002番地先	海に至る	左右岸 各 190
染川	古船川	左岸 富津市鶴岡字堤出口768番地先 右岸 富津市鶴岡字東長谷582番地先 (国道127号線下流端)	染川への合流点	左右岸 各 1,050
小久保川	小久保川	左岸 富津市小久保720番地先 右岸 富津市小久保718番地先	小久保川への合流点	左右岸 各 2,200

資料 建設課

出典:富津市統計書

① 河川の水質

千葉県による河川の水質調査は、二級河川の湊川と染川で行っています。環境基準の類型は湊川がA類型、染川がC類型となっています。

平成30年度(2018年度)から令和2年度(2020年度)の水質調査結果を表2-1-5に示します。いずれの河川もBOD、DO、SSともに、全地点で環境基準値を満足しています。

② 海域の水質

千葉県による海域の水質調査は、富津航路、富津岬下、上総湊沿岸で行っています。環境基準の類型指定は、富津航路がB類型とⅢ類型、富津岬下と上総湊沿岸がA類型とⅡ類型となっています。

平成30年度(2018年度)から令和2年度(2020年度)の水質調査結果を表2-1-6に示します。富津岬下では全窒素(表層)、全りん(表層)ともに、基準値を上回る結果が見られましたが、富津航路、上総湊沿岸では、すべての項目を満足しています。

表2-1-5 河川の水質調査結果

河川水質			単位:mg/L								
河川名	測定地点名	類型指定	BOD (基準値:A類型2以下)			DO (基準値:A類型7.5以上)			SS (基準値:A類型25以下)		
			H30年度	R1年度	R2年度	H30年度	R1年度	R2年度	H30年度	R1年度	R2年度
湊川	東郷橋	A	0.9	1.4	1.6	10.0	10.0	10.0	1.0	11.0	5.0
	湊橋	A	0.8	0.8	1.0	7.7	8.6	8.5	7.0	5.0	5.0
	丹後橋	A	1.0	0.7	1.5	8.8	9.4	9.6	7.0	7.0	10.0

河川名	測定地点名	類型指定	BOD (基準値:C類型5以下)			DO (基準値:C類型5以上)			SS (基準値:C類型50以下)		
			H30年度	R1年度	R2年度	H30年度	R1年度	R2年度	H30年度	R1年度	R2年度
染川	染川橋	C	2.5	0.7	0.8	9.2	9.5	9.5	5	12	9
	川向橋	C	1.4	0.9	1.1	9.3	9.3	9.6	5	8	5

出典：令和3年度千葉県環境白書

表2-1-6 海域の水質調査結果

海域水質			単位:mg/L					
地点名	測定地点の所在地	類型指定	COD (基準値:A類型2B類型3以下)			DO (基準値:A類型7.5B類型5以上)		
			H30年度	R1年度	R2年度	H30年度	R1年度	R2年度
東京湾	富津航路	B	2.3	2.3	2.2	8.1	7.9	7.9
	富津岬下	A	1.9	1.8	1.7	7.8	7.6	7.5
	上総湊沿岸	A	1.8	1.6	1.6	8.0	7.9	7.7

地点名	測定地点の所在地	類型指定	全窒素(表層) (基準値:Ⅱ類型0.3,Ⅲ類型0.6以下)			全りん(表層) (基準値:Ⅱ類型0.03,Ⅲ類型0.05以下)		
			H30年度	R1年度	R2年度	H30年度	R1年度	R2年度
東京湾	富津航路	Ⅲ	0.42	0.38	0.40	0.039	0.040	0.035
	富津岬下	Ⅱ	0.34	0.28	0.33	0.031	0.033	0.032
	上総湊沿岸	Ⅱ	0.28	0.25	0.27	0.025	0.030	0.027

出典：令和3年度千葉県環境白書

2. 社会環境

(1) 人口

過去 10 年間のうちに、人口は 5,168 人減少（約 10%減少）、世帯数は 349 世帯増加（約 2%増加）し、令和 3 年（2021 年）1 月 1 日現在で人口 42,302 人、世帯数約 17,771 世帯となっています。一方で、1 世帯当たりの人数は平均で 2.7 人から 2.3 人と減少しています。

令和 3 年（2021 年）3 月末の性別・年齢別人口をみると、男女ともに 70～74 歳が最も多く、次いで 65～69 歳が多くなっています。

なお、令和 5 年 1 月現在の人口の総数は 40,639 人男 20,534 人、女 20,105 人、世帯数 17,596 世帯となっています。

表 2-2-1 人口、人口の増減、人口密度、世帯数、1 世帯当たり人数

年	人口			人口の増減		人口密度	世帯数	1 世帯当たり
	総 数	男	女	増加数	増加率			
平成 24 年	47,470	23,813	23,657	△ 479	△ 1.00	231.2	17,422	2.7
平成 25 年	46,967	23,626	23,341	△ 503	△ 1.06	228.7	17,580	2.6
平成 26 年	46,419	23,403	23,016	△ 548	△ 1.17	226.0	17,711	2.6
平成 27 年	45,879	23,171	22,708	△ 540	△ 1.16	223.4	17,869	2.5
平成 28 年	45,448	22,899	22,549	△ 431	△ 0.94	221.1	17,604	2.5
平成 29 年	44,928	22,657	22,271	△ 520	△ 1.14	218.6	17,690	2.5
平成 30 年	44,330	22,478	21,852	△ 598	△ 1.33	215.7	17,803	2.4
令和元年	43,754	22,189	21,565	△ 576	△ 1.30	212.9	17,891	2.4
令和 2 年	43,025	21,876	21,149	△ 729	△ 1.67	209.3	17,991	2.3
令和 3 年	42,302	21,427	20,875	△ 723	△ 1.68	205.8	17,771	2.3

資料 千葉県総合企画部統計課「千葉県毎月常住人口調査」

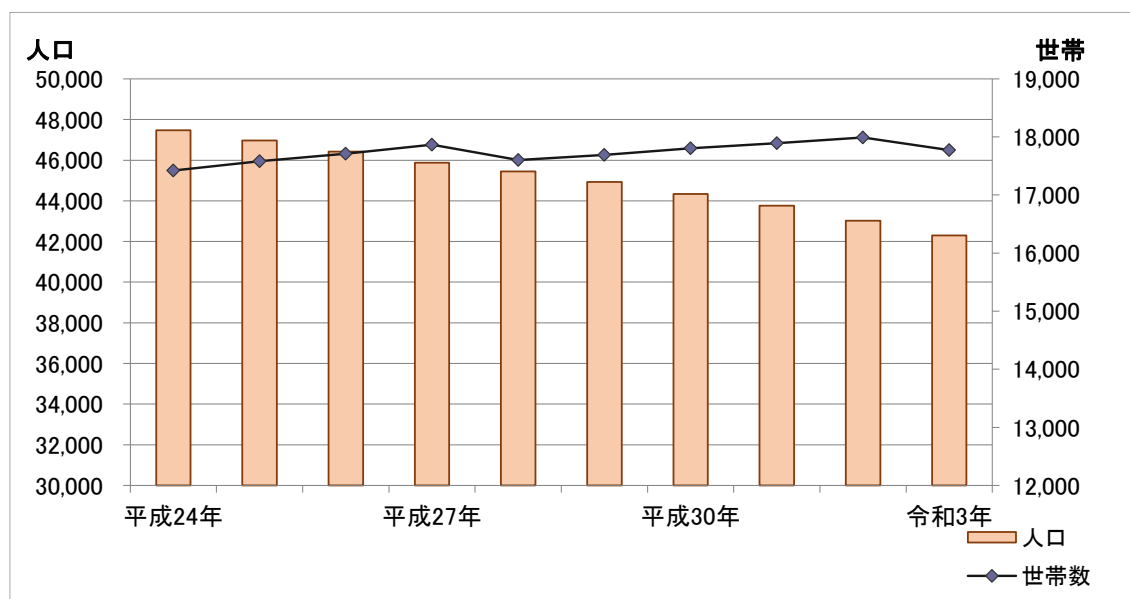


図 2-2-1 人口、世帯数の推移

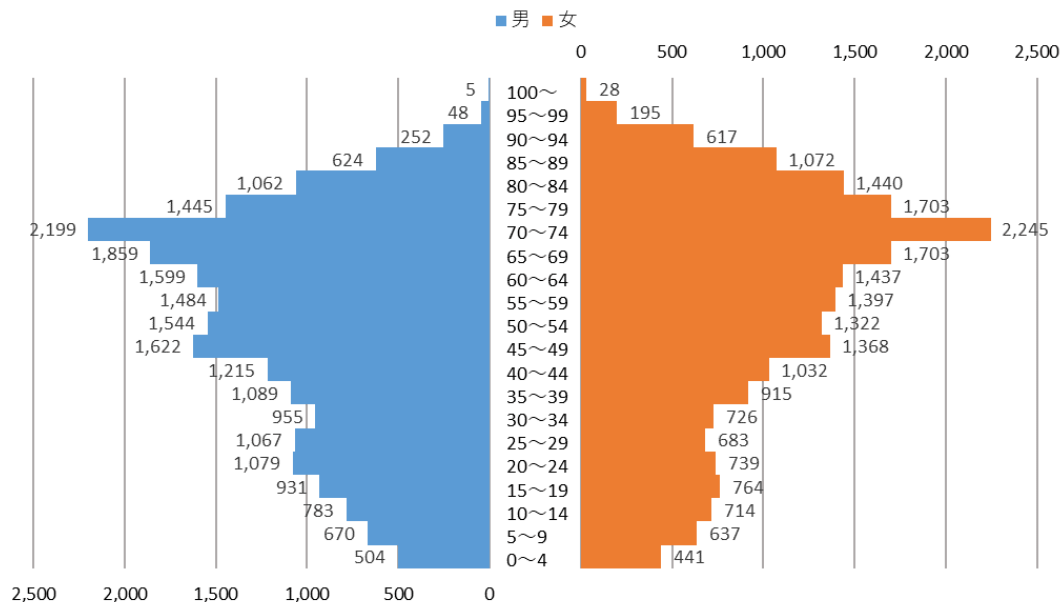


図2-2-2 年齢別人口(令和3年)

(2) 産業

平成 28 年における事業所数は次頁の表のとおり、1,937 事業所、従業者数は 17,197 人となっています。

本市の産業の状況について、農業については、水稻と施設園芸や露地栽培などの畑地耕作栽培を中心とする農業が営まれており、農用地の効率的な活用と遊休農地の有効利用を図るとともに、より生産性の高い農業形態の導入が求められています。

林業については、森林管理の手法が森林の多面的機能の発揮を主体としたものに移行しており、林業の振興や木材利用の拡大についても、森林の機能や環境面に配慮した手法を考えていく必要があります。

水産業については、市西部に広がる東京湾を活かし、北部海域はのり養殖やアサリなどの二枚貝養殖に適し、南部海域は良好な磯根資源を有し、さざえや鯛などの高級魚介類の生息に適しています。

工業については、市北部の埋立地に県企業庁が造成した「富津地区工業用地」があり、約 380ha の工業用地には 55 社の企業進出が決定（平成 27 年 3 月末現在）し、約 97.7% が分譲・賃貸され、火力発電所や製造業、運輸業などが操業しています。

商業については温暖な気候と、首都圏からの交通の利便性に恵まれ、海も山もあることから観光業やレジャー施設が充実しており、年間を通じて多くの観光客の入込みが見られます。また、大型商業施設が進出するなか、古くからある地域の商店等との連携を図ることで、産業の推進を図っています。

表2-2-2 事業所数と従業者数

単位:事業所/人

産 業	平成21年		平成24年		平成26年		平成28年	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
総数	2,291	19,237	2,023	17,080	2,067	18,557	1,937	17,197
第1次産業								
農林水産業	25	231	21	202	22	176	21	182
第2次産業								
鉱業、採石業、砂利採取業	9	145	8	67	6	79	5	54
建設業	355	2,410	310	2,051	292	1,918	278	1,843
製造業	182	2,321	174	2,726	177	2,945	159	2,603
第3次産業								
電気・ガス・熱供給・水道業	3	262	1	169	5	224	1	128
情報通信業	4	15	3	10	4	7	4	7
運輸業、郵便業	38	917	45	611	45	504	44	729
卸売業、小売業	594	3,777	510	3,213	489	3,259	478	3,237
金融業、保険業	19	142	19	147	18	119	13	116
不動産業、物品賃貸業	51	210	50	200	54	222	47	194
学術研究、専門・技術サービス業	61	1,336	48	1,245	51	1,582	53	1,492
宿泊業、飲食サービス業	294	1,765	248	1,686	247	1,617	241	1,495
生活関連サービス業、娯楽業	249	1,122	237	1,199	224	1,220	214	1,177
教育、学習支援業	88	791	54	215	75	665	45	242
医療、福祉	122	1,903	120	1,854	151	2,212	156	2,194
複合サービス事業	24	186	23	196	25	291	24	300
他に分類されないサービス業	152	1,129	152	1,289	162	988	154	1,204
公務	21	575	...	...	20	529	...	...

(注) 1 調査期日 平成21年…7月1日 平成24年…2月1日
平成26年…7月1日 平成28年…6月1日

資料 平成21年、平成26年「経済センサス-基礎調査」
平成24年、平成28年「経済センサス-活動調査」

- 2 平成24年、平成28年公務は対象外。
3 第1次産業－農林水産業に属する事業所で個人の経営に係るもの、
第3次産業－生活関連サービス業、娯楽業のうち、その他の生活関連サービス業
(家事サービス業に限る。)に属する事業所及び他に分類されないサービス業のうち
外国公務に属する
4 従業者の男女の不詳を含む。

(3) 土地利用

行政区域 20,553ha の約2割の 4,573ha が都市計画区域となっており、富津都市計画区域 (2,602ha)、大佐和都市計画区域 (1,971ha) が一体の都市域を構成しています。富津都市計画区域では 1,158ha (区域全体の 44.5%) が市街化区域に決定されています。大佐和都市計画区域では 335ha (区域全体の 17.0%) が非線引き用途地域に決定されています。

農業振興地域は 16,628ha が指定されており、このうち 1,841ha が農用地となっています。富津岬から南の海岸線と鹿野山・鋸山周辺が南房総国定公園に指定されており、その多くが特別地域に指定され、国立公園に準じる景勝地として保全が図られています。

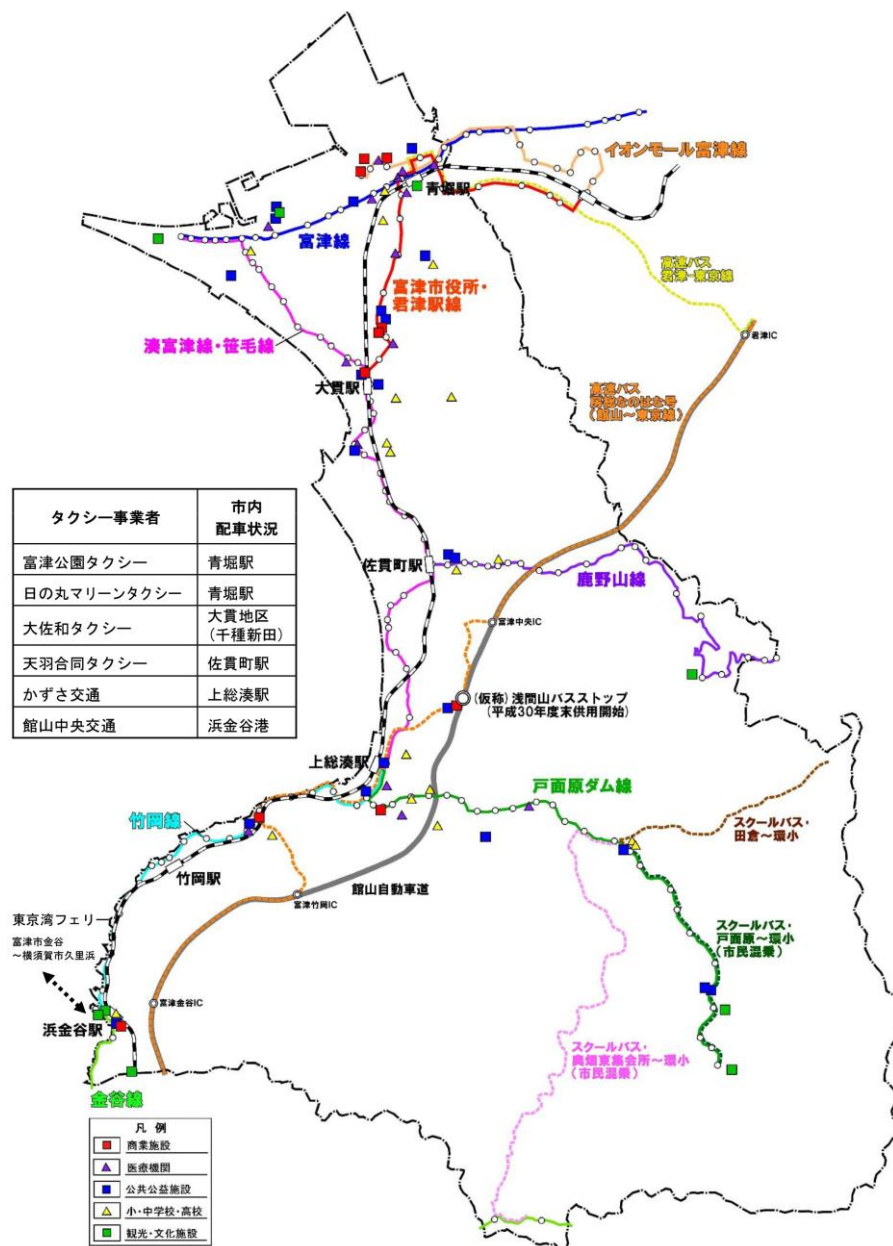
内陸の一団の山林などが森林地域に指定されており、特に防災上保全すべき海岸防災林や市街地に近い斜面山林などが保安林に指定されています。

宅地等の都市的土地利用の比率は、市全域で約2割、市街化区域内で約9割、非線引き用途地域内で約6割となっています。市街化区域内では工業用地等の占める割合が 39.1%と最も大きい割合を占めており、非線引き用途地域内では住宅用地が 39.4%と最も大きい割合を占めています。

(4) 交通

東京都心からは直線距離で約 50km 圏に位置し、東京駅からは電車で約2時間、市内にはＪＲ内房線が南北に縦断しＪＲ青堀駅をはじめ、ＪＲ大貫駅、ＪＲ佐貫町駅など、6つの駅があります。

自動車では東京湾アクアラインや館山自動車道を利用し約 60 分となっています。東京湾アクアラインが開通したことにより、近年は自動車利用で神奈川方面から訪れる観光客も増加しています。また、海上交通として金谷と久里浜を結ぶ東京湾フェリーがあります。



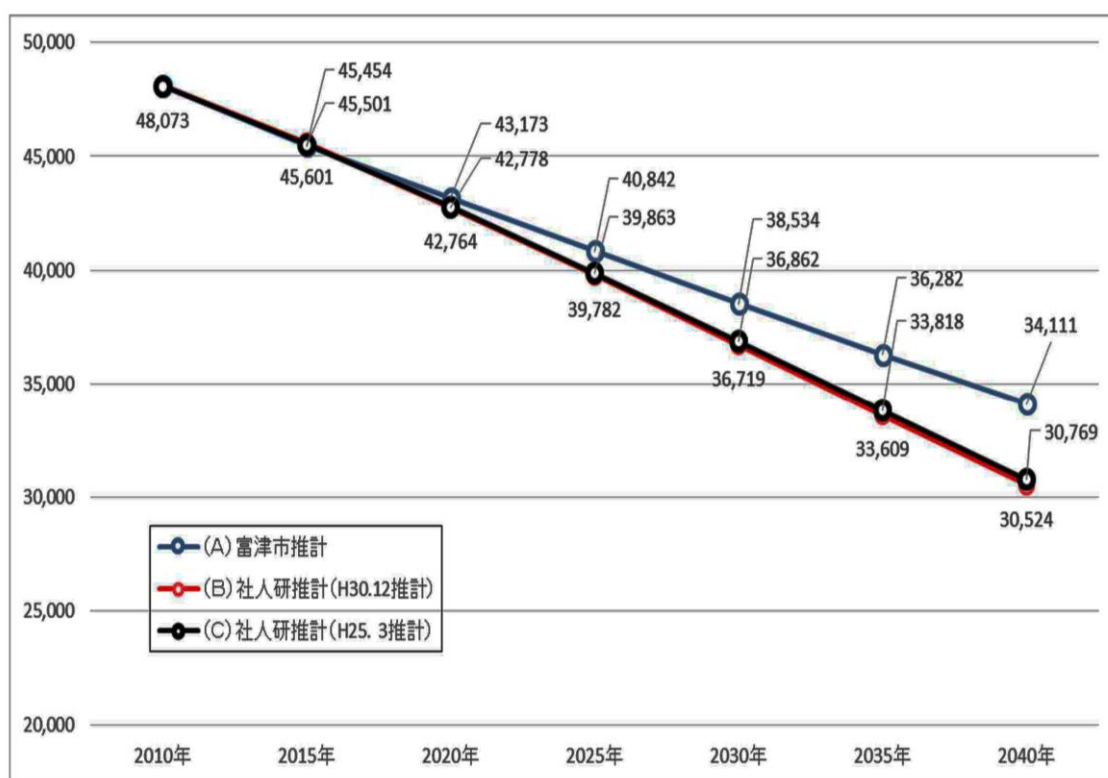
出典：富津市地域公共交通網形成計画概要版

図 2-2-3 富津市の公共交通網

3. 将来推計人口の見込み

本市は平成 28 年（2016 年）2 月に、本格的な人口減少局面に入った市人口の現状と将来の姿を示し、人口問題に関する基本認識を市民と共有し、目指すべき将来の方向を示すため、「富津市人口ビジョン 2040（以下「人口ビジョン」という。）」を策定しました。

富津市推計は、市民の希望出生率（1.83）をかなえること、転出抑制（若年層の 10%）とファミリー層転入（5 年で 300 人）を実現することで 2040 年に 34,000 人を目指します。



単位：人

年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
(A) 富津市推計	48,073	45,454	43,173	40,842	38,534	36,282	34,111
(B) 社人研推計 (H30.12推計)	48,073	45,601	42,764	39,782	36,719	33,609	30,524
(C) 社人研推計 (H25.3推計)	48,073	45,501	42,778	39,863	36,862	33,818	30,769
(A) - (B)	0	▲ 147	409	1,060	1,815	2,673	3,587
(A) - (C)	0	▲ 47	395	979	1,672	2,464	3,342
(B) - (C)	0	100	▲ 14	▲ 81	▲ 143	▲ 209	▲ 245

出典：富津市人口ビジョン 2040 に係る現状分析

図 2-3-1 富津市の将来推計人口

第3章 ごみ処理基本計画

1. ごみを取り巻く社会情勢

(1) 関係法令及び関連計画

我が国ではこれまで循環型社会の形成に向けて、循環型社会形成推進基本法を始めとする法整備が行われてきました。

循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「第四次循環型社会形成推進基本計画」が平成30年(2018年)に閣議決定されました。令和元年(2019年)10月には、「食品ロス削減推進法」が施行され、令和2年(2020年)4月には、「資源の有効な利用の促進に関する法律」が改正されました。また、令和3年(2021年)6月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が成立し、令和4年(2022年)4月に施行されています。

国外では、平成27年(2015年)9月にSDGsが国連で採択され、ごみに関係するSDGsの取組を推進していく上で、プラスチックごみや食品ロスの削減に向けた取組が一層重要と考えられています。その後、平成27年(2015年)12月には、パリ協定が採択され、世界共通の長期目標について合意し、脱炭素社会へ向けて進み始めました。

表3-1-1 ごみを取り巻く関係法令、国指針等の改正等の状況

- ・国連サミットにて「持続可能な開発目標(SDGs)」の採択(平成27年(2015年)9月)
- ・国連気候変動枠組条約締結国会議(COP21)にてパリ協定の採択(平成27年(2015年)12月)
 - 脱炭素社会に向けて、世界共通の長期目標として次の2点を合意しました。
 - ①世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること。
 - ②今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成すること。
- ・「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」の策定(平成28年(2016年)12月)
 - SDGsに関する取組を総合的かつ効果的に推進することを目的として策定され、8つの優先課題と具体的施策が掲げられました。
- ・第四次循環型社会形成推進基本計画の閣議決定(平成30年(2018年)6月)
 - 国際的な問題となっている食品ロス対策や海洋プラスチックごみ問題の対策として、プラスチックやバイオマスについて徹底した資源循環が掲げられました。
- ・「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行(令和元年(2019年)10月)
 - 国が食品ロスの削減に関する施策を総合的に策定するとともに、地方自治体には地域の特性に応じた施策の策定・実施、事業者には自らの自助努力とともに国や地方自治体への施策の協力を求めています。
- ・「資源の有効な利用の促進に関する法律」の一部改正(令和2年(2020年)4月)
 - 廃棄物(副産物等)の発生抑制、部品等の再使用、使用済み製品等の原材料としての再利用を総合的に推進するために、事業者が取組むべき事項を定めています。分別収集のための識別表示のルールが変更となり、ペットボトルへの外装表示の省略が可能となるなど、ごみ削減、再資源化を効果的に促進されることが期待されています。
- ・「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の成立(令和3年(2021年)6月)
 - 市町村が行うプラスチック資源の分別収集やリサイクルの仕組みの効率化を促進し、資源循環の高度化に向けた環境整備・サーキュラーエコノミー(循環経済)への移行を目的としています。

(2) 千葉県における関連計画の概要

千葉県のごみの排出量は、平成 18 年度(2006 年度)以降減少傾向を示しており、再生利用率は、近年横ばいでしたが平成 30 年度(2018 年度)では減少しています。最終処分量は、平成 28 年度(2016 年度)以降減少傾向にあります。

ごみ処理の有料化は、県内 54 市町村中、36 市町村で導入されています。

不法投棄の量は減少していますが、ごみの散乱や廃家電等の不法投棄が見受けられ、平成 25 年度(2013 年度)では約 5,000 台の廃家電が、平成 30 年度(2018 年度)には約 3,000 台となっています。

県内のごみ処理施設の 89%は稼働してから 15 年以上が経過しており、また、最終処分場の残余容量は減少傾向にあります。

これらの状況から、県が取り組むべき課題を明らかにし、基本方針と計画目標を立案しています。

表 3-1-2 第 10 次千葉県廃棄物処理計画の概要

第 10 次千葉県廃棄物処理計画の基本方針	○みんなでつくる『持続可能な循環型社会』の構築	『持続可能な循環型社会』の構築を目指し、県民、事業者、国、県、市町村等の各主体が取組を進めるとともに、相互に連携し、さらなる廃棄物の排出抑制と資源の適正な循環的利用を推進する。
	○多様化する新たな問題への対応	ごみの排出量の削減、不法投棄の防止といった従来からの問題に加え、食品ロスの削減、廃プラスチック問題への対応等、新たな課題に対し実効性のある施策の展開を図る。
	○県民の安全・安心の確保に向けた体制強化	自然災害により、大量に発生する災害廃棄物の処理について、国や県内市町村、事業者等と連携し、迅速な処理体制の強化を図る。

数値目標	区 分		H30	R7	
			基準年度	予測値	目標値
	一般廃棄物	排出量 (万トン)	206	198	183以下
		一人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (g)	507	499	440以下
		出口側の循環利用率 (%)	22.4	22	30以上
		最終処分量 (万トン)	14.3	14	12以下
	産業廃棄物	排出量 (万トン)	1,752	1,690	1,690以下
		出口側の循環利用率 (%)	49.7	-	52以上
		最終処分量 (万トン)	29.4	28.4	28以下

2. ごみ処理の状況

(1) ごみ処理フロー

本市のごみ処理フローは下記のとおりです。

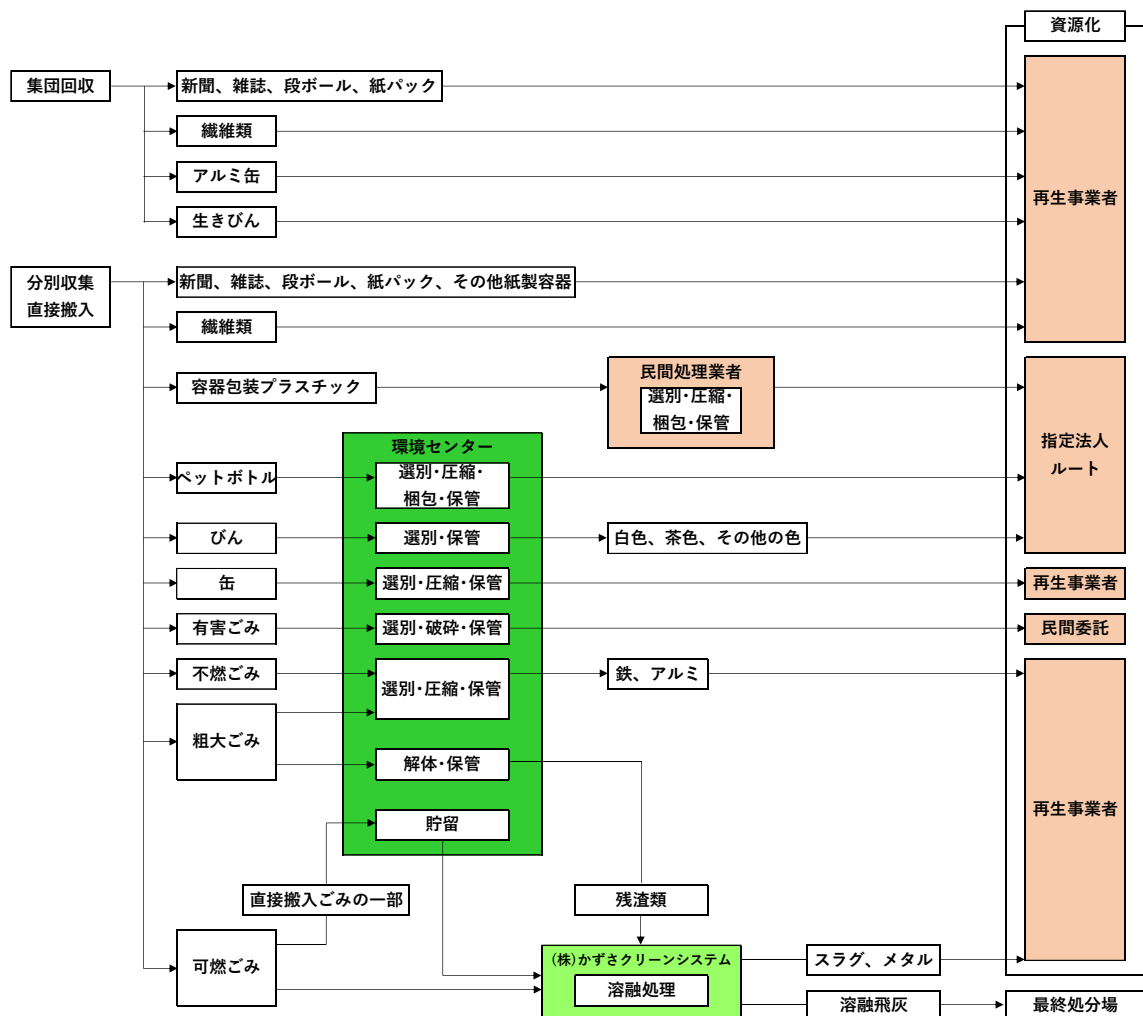


図3-2-1 ごみ処理フロー

(2) 分別区分

本市のごみの分別区分は下記のとおりです。

表3-2-1 ごみの分別区分

分類	分別	収集回数	内容	
市で有料収集するごみ	可燃ごみ	週2回	台所ごみ、資源にならない紙くず、繊維、革、ゴム製品、容器包装プラスチック以外のプラスチック・ビニール製品、草・小枝・落葉、光学ディスク、内側がアルミのパック、貝殻など	
	資源ごみ	週2回	びん類	飲料類びん・調味料びん・化粧品びんなど
			缶類	飲料缶類・缶詰缶類・スプレー缶など ※スプレー缶は使い切りとガス抜き の励行を推進しています。
			ペットボトル	飲料用・酒類用・しょうゆ用等
	不燃ごみ	週1回	小型家電製品類	ドライヤー・電子レンジ・ビデオデッキなど
			金属類	やかん・フライパン・包丁など
			陶磁器類	皿・茶碗・湯呑・土鍋など
			ガラス類	灰皿・花びんなどのガラス調度品
			その他	傘など
	容器包装プラスチック	週1回	生鮮食料品・総菜・弁当などのトレイ、シャンプー・洗剤・ソースなどの容器などのボトル類、レジ袋・お菓子の小包装食品や総菜を包むラップ類、マヨネーズの容器・歯磨き粉やわさびのチューブ類、プリン・カップめんなどのカップ容器、家電製品などに入っている発泡スチロール製の緩衝剤など	
市で無料収集するごみ	新聞紙	月2回	新聞紙、広告など	
	繊維類	月2回	洗濯した綺麗な衣類（古着）、化学合成繊維、ジャージ、シーツ、スカート、ズボン、タオル、ハンカチなど	
	紙パック	月4回	牛乳・ジュース等の入っている紙製容器	
	雑誌類	月2回	週刊誌・単行本・マンガ本・カタログ・コピー紙など	
	段ボール	月2回	段面が凹凸断面のようになっているもの	
	その他紙製容器	月2回	包装紙・菓子箱・ティッシュの箱など	
	有害ごみ	月2回	乾電池、蛍光灯	
戸別有料	粗大ごみ	月・水・金 (事前予約)	家具類、寝具・敷物類、電気製品類、趣味・遊具類など、木の枝（太さ15cm以内、長さ80cm以内）	
本市が条例で定めている産業廃棄物		随時	紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、廃プラスチック類、ガラスくず	

(3) 取組状況

① 広報・啓発活動

・富津市ごみダイエット作戦 100

富津市ごみダイエット作戦 100 とは、令和元年度(2019 年度)から始まった、ごみの減量化への取組で、富津市民 1 人 1 日当たりのごみの排出量を平成 29 年度(2017 年度)の 1,062g と比較して 100g 減らす(962g 以下にする)ことを目標にしています。その結果、削減できたごみ処理経費の一部は市民生活に直結した事業(子育て支援、防災、教育など)に充てられます。

市民や事業者向けに積極的にごみの減量化、資源化に取り組んでいただくために、市ホームページや広報紙、区長回覧等を通じてごみの減量に関する情報の提供をしています。

なぜ、ごみの減量が必要なの？

平成 28 年度(2016 年度)実績では、富津市民 1 人 1 日当たりのごみの排出量は、1,056g で千葉県内 54 市町村中、11 番目に多い排出量であり、県の平均値の 913g を約 140g 上回っている状況です。また、ごみの処理にかかる経費は、年間で約 7 億 3,000 万円かかっています。

ごみの減量を進めていくことで、ごみ処理にかかる経費を削減し、削減できたお金を市民生活に直結した事業に充てることができます。

具体的な減量方法

●生ごみの水切りでダイエット

生ごみは重量の約 70% が水分と言われています。

水切りをすることで、ごみの重量を減らし、生ごみの嫌な臭いも減らすことに期待が持てます。

ポイントは生ごみを「濡らさない」・「乾かす」・「絞る」ことです。



●食品ロスを減らす

「食品ロス」とは、まだ食べられるのに捨てられてしまう食べ物のことです。

ご家庭で「ついつい買いすぎて、食べきれず腐ってしまい捨ててしまった。」など経験はありませんか？こうした食材を減らすこともごみの減量化につながります。

ポイントは、食材を「買いすぎない」・「使い切る」・「食べ切る」ことです。

●3010 運動の推奨

「3010」運動とは、宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンで乾杯後 30 分間は席を立たずに料理を楽しみ、お開き 10 分前になったら、自分の席に戻って、再度料理を楽しむこの 2 点を心掛け、食品ロスを減らすものです。

職場や知人との宴会から始めていただき、1 人ひとりが「もったいない」を意識し、楽しくおいしく宴会を楽しみましょう。



② 有料化の導入

・指定収集袋の導入

本市では、全国に先駆けて昭和 51 年（1976 年）4 月より、有料指定袋（ステッカー併用）による収集（可燃ごみ・不燃ごみ）を開始しました。平成元年（1989 年）4 月には、指定収集袋を 25 円から 15 円に改定し、平成 10 年（1998 年）4 月には資源ごみの指定収集袋を導入し、びん類、缶類、ペットボトルの混合収集を行っています。平成 16 年（2004 年）4 月には容器包装プラスチックの分別収集を開始し、指定収集袋を追加しています。平成 18 年（2006 年）4 月にはごみステッカーを廃止（可燃ごみ、不燃ごみ）して、指定袋のみによる収集を行っています。

・直接搬入ごみの手数料

平成 31 年（2019 年）4 月に直接搬入ごみを 4 円/kg から 2 円/kg に改定、平成 12 年（2000 年）7 月には直接搬入ごみの手数料を家庭系 7 円/kg、事業系 12 円/kg、条例産廃 21 円/kg に改定しています。現在は、家庭系 9 円/kg、事業系 15 円/kg、条例産廃 21 円/kg で受入れています。

③ 環境教育・学習

本市の環境やごみの減量化・リサイクルなどについて出前講座を実施しているほか、東京湾の水質改善など広域的に取り組むべき問題については、関係自治体と連携し、イベントを開催するなどして市民が環境について学ぶ場所の提供を行っています。

また、市内には、環境について学ぶことのできるリサイクル工場や太陽光発電所などが設置されています。

この他、子供会や小中学校における資源ごみ回収が実施されており、資源の有効活用のみではなく、身近なごみ減量学習の場として、子供たちのものを大切にする心を育てるとともに、地域内での親睦やコミュニティの活性化に繋がっています。

④ 資源ごみ回収活動推進助成金交付制度

平成 3 年度（1991 年度）から各種団体が行う資源ごみの集団回収に対して助成金を交付し、ごみの資源化を推進しています。資源ごみの回収を実施した団体及び資源ごみの引き取りを行う組合等に対して助成金を交付しています。

富津市資源ごみ回収活動推進助成金交付制度の概要は下記のとおりです。

表 3-2-2 富津市資源ごみ回収活動推進助成金交付制度の概要

項 目	内 容
対象者	①市内にある P T A、婦人会、子ども会、老人クラブ、その他の団体 ②再生利用の引き取りを業とする者が設立した組合
回収対象資源ごみ	新聞、雑誌、段ボール、紙パック、繊維類、アルミ缶、生きびん
助成金の額	①団体：1 kgにつき 3 円 ②組合：1 kgにつき 1 円 50 銭以内

⑤ 事業者の啓発事業

本市が事業者向けに廃棄物の適正な処理について解説した事業ごみガイドブックをもとに、環境に優しい事業所を目指して、ごみの減量化・資源化を指導しています。

事業者のごみ排出対策として、事業系ごみは、事業者自ら環境センターにごみを搬入（有料）するか、許可業者に収集を依頼（有料）する方法を徹底しています。

⑥ 廃棄物減量等推進審議会による取組

本市では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の7、富津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第6条に基づいて、一般廃棄物の減量化、資源化及び適正な処理の推進に関する事項等について調査し及び審議するための富津市廃棄物減量等推進審議会を設置しています。

(4) ごみ排出量等の推移

本市の平成23年度(2011年度)～令和2年度(2020年度)までの過去10年間の計画収集人口、ごみ排出量等の推移は下記のとおりです。

表3-2-3 ごみ排出量等の推移(H23～R2)

項目	単位	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
計画収集人口	人	48,482	48,357	47,778	47,295	46,645	46,158	45,493	44,940	44,257	43,599
1人1日排出量(原単位)	g/人・日	1,104.2	1,071.9	1,067.2	1,070.8	1,063.4	1,056.2	1,061.6	1,073.3	1,090.6	1,091.8
可燃ごみ	t/年	16,043	15,372	15,196	15,194	14,818	14,782	14,643	14,739	14,761	14,270
委託	t/年	8,698	8,677	8,473	8,435	8,204	7,958	7,801	7,644	7,982	7,844
許可	t/年	6,039	5,869	5,884	5,928	5,868	6,055	6,169	6,425	6,026	5,573
KCS直搬	t/年	745	174	120	161	154	236	115	112	179	299
環セ直搬	t/年	561	652	719	670	592	533	558	558	574	554
不燃ごみ	t/年	634	592	565	591	616	525	573	568	687	773
委託	t/年	538	503	500	490	485	419	423	421	506	534
有害ごみ	t/年	17	18	14	17	12	18	16	13	17	13
許可	t/年	10	7	5	6	2	2	5	3	1	5
環セ直搬	t/年	69	64	46	78	117	86	129	131	163	221
資源ごみ	t/年	1,577	1,577	1,513	1,441	1,389	1,270	1,228	1,158	1,135	1,381
委託	t/年	722	727	704	683	673	650	640	614	608	648
許可	t/年	107	106	99	101	103	90	85	73	55	19
環セ直搬	t/年	17	19	4	7	14	4	1	1	2	1
紙類・繊維類	t/年	731	725	706	650	599	526	502	470	470	713
粗大ごみ	t/年	278	334	308	312	413	349	392	400	454	530
戸別収集	t/年	43	52	42	44	39	36	38	42	39	52
許可	t/年	6	16	12	12	10	17	18	17	23	25
環セ直搬	t/年	229	266	254	256	364	296	336	341	392	453
容器包装プラスチック	t/年	258	258	252	247	260	247	248	246	246	261
合計	t/年	18,790	18,133	17,834	17,785	17,496	17,173	17,084	17,111	17,283	17,215
集団回収	t/年	803	786	777	700	659	621	543	495	383	159
総排出量(集団回収含む)	t/年	19,593	18,919	18,611	18,485	18,155	17,794	17,627	17,606	17,666	17,374
家庭系ごみ	t/年	9,296	9,250	9,029	9,595	9,407	9,157	8,989	8,878	9,424	9,457
可燃	t/年	8,698	8,677	8,473	8,804	8,571	8,408	8,163	8,019	8,424	8,299
不燃	t/年	555	521	514	540	545	489	514	530	640	690
粗大	t/年	43	52	42	251	291	260	312	329	360	468
資源ごみ	t/年	2,143	2,170	2,197	1,582	1,534	1,425	1,391	1,331	1,325	1,623
資源	t/年	722	727	704	685	675	652	641	615	609	649
容器プラ	t/年	258	258	252	247	260	247	248	246	246	261
紙類等	t/年	731	725	706	650	599	526	502	470	470	713
持込分	t/年	432	460	535	—	—	—	—	—	—	—
家庭系ごみ計	t/年	11,439	11,420	11,226	11,177	10,941	10,582	10,380	10,209	10,749	11,080
事業系ごみ計	t/年	7,351	6,713	6,608	6,608	6,555	6,591	6,704	6,902	6,534	6,135
排出量合計	t/年	18,790	18,133	17,834	17,785	17,496	17,173	17,084	17,111	17,283	17,215

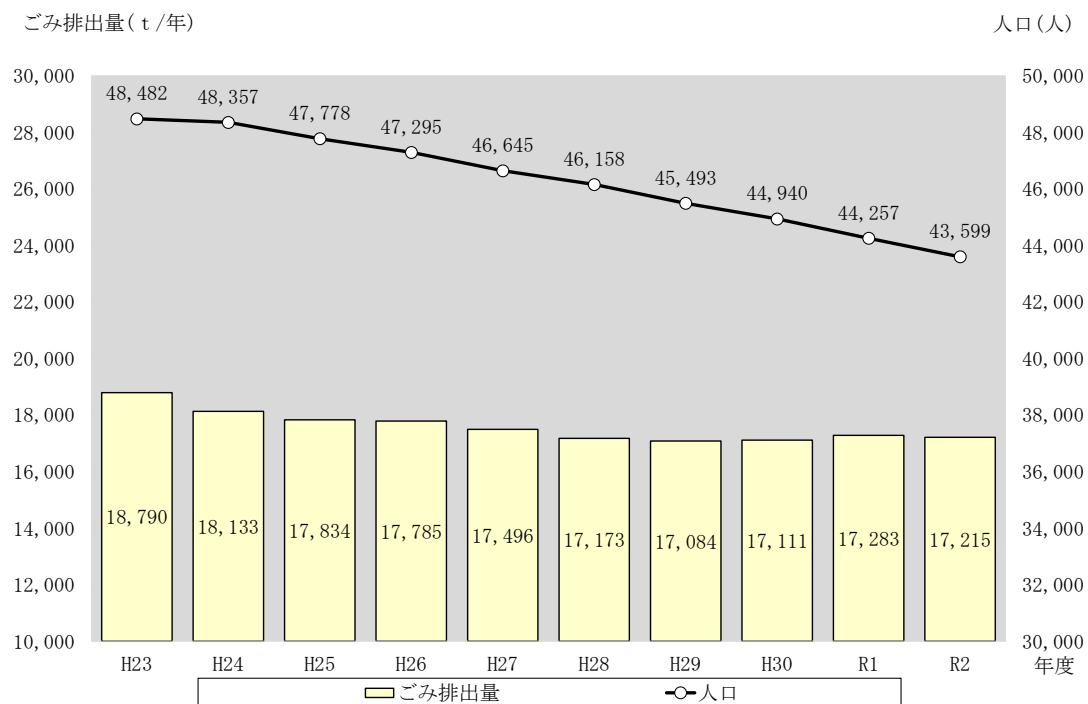


図3-2-2 計画収集人口と排出量の推移

① ごみ搬入量

本市の平成23(2011)～令和2年度(2020年度)におけるごみの種類別搬入量の実績は下記のとおりです。搬入量の合計を見ると、平成29年度(2017年度)までは減少していましたが、直近2年間は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、約17,200tで推移しています。

表3-2-4 ごみ搬入量の実績

(単位:t/年)

項目	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
可燃ごみ	16,043	15,372	15,196	15,194	14,818	14,782	14,643	14,739	14,761	14,270
不燃ごみ	634	592	565	591	616	525	573	568	687	773
資源ごみ	1,577	1,577	1,513	1,441	1,389	1,270	1,228	1,158	1,135	1,381
粗大ごみ	278	334	308	312	413	349	392	400	454	530
容器包装プラスチック	258	258	252	247	260	247	248	246	246	261
合計	18,790	18,133	17,834	17,785	17,496	17,173	17,084	17,111	17,283	17,215

② 一人一日平均排出量

一人一日当たりの排出量は「原単位」とも呼ばれ、本市の住民一人当たりが一日に排出するごみの量を計算したものです。算出方法は以下のとおりです。

$$\text{原単位} = \text{年間排出量} \div \text{人口} \div \text{年間日数} (365 \text{ 日閏年は } 366 \text{ 日}) \times 10^6$$

本市の平成 23 年度（2011 年度）～令和 2 年度（2020 年度）における計画収集人口と一人当たりの排出量の実績を表 3-2-5 及び図 3-2-3 に示します。

計画収集人口は、年々減少しており、令和 2 年度（2020 年度）では 43,599 人となっています。一人当たりの排出量は 1,100 グラムを下回るところで推移しており、最近 2 年間は新型コロナウイルス感染症の影響による巣ごもり消費などが要因として考えられ、過去 10 年間では高い水準となっています。

表 3-2-5 一人当たりの排出量（原単位）の実績

（単位：人、g/人・日）

項目	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
集団回収を含む原単位	1,104	1,072	1,067	1,071	1,063	1,056	1,062	1,073	1,091	1,092
集団回収を除く原単位	1,059	1,027	1,023	1,030	1,025	1,019	1,029	1,043	1,067	1,082

（g/人・日）

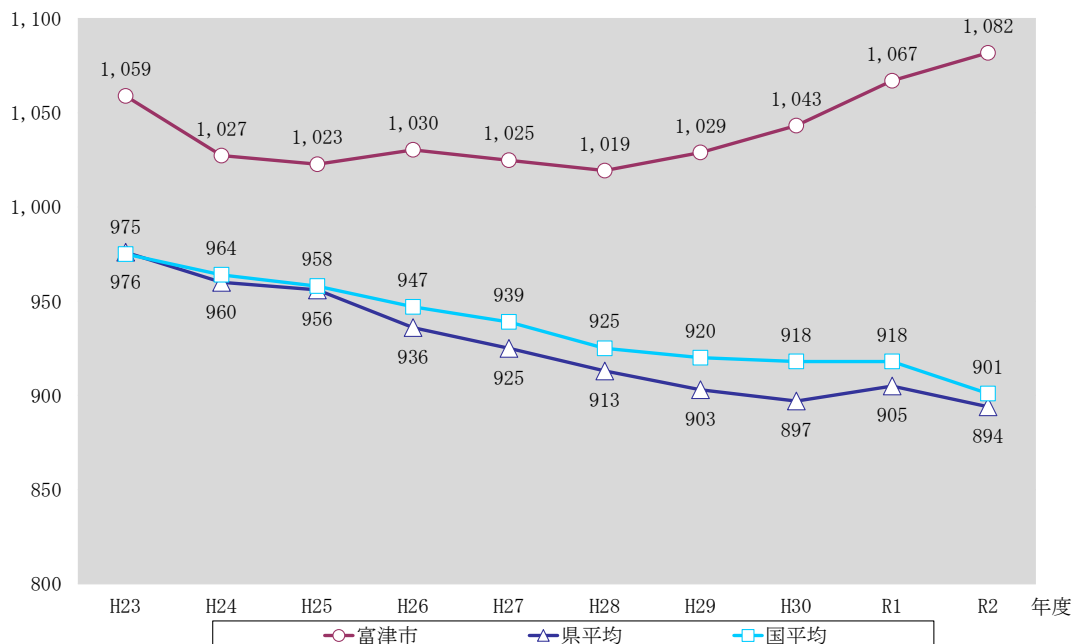


図 3-2-3 一人当たりの排出量（原単位）の推移

③ 家庭系ごみ及び事業系ごみ

本市の平成23(2011)～令和2年度(2020年度)における家庭系ごみ及び事業系ごみの実績と比率を表3-2-6及び図3-2-4に示します。本市の家庭系ごみは、収集したごみと環境センターに直接搬入した持ち込みごみがあります。事業系のごみは、許可業者による収集ごみと、条例で定めた産業廃棄物、海岸漂着ごみや道路清掃ごみなどの公用でのごみがあります。

表3-2-6 家庭系ごみ及び事業系ごみ

(単位:t/年)

項目	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
家庭系ごみ	11,439	11,420	11,226	11,177	10,941	10,582	10,380	10,209	10,749	11,080
収集ごみ	11,007	10,960	10,691	10,566	10,272	9,854	9,668	9,450	9,868	10,065
持ち込みごみ	432	460	535	611	669	728	712	759	881	1,015
比率	60.9%	63.0%	62.9%	62.8%	62.5%	61.6%	60.8%	59.7%	62.2%	64.4%
事業系ごみ	7,351	6,713	6,608	6,608	6,555	6,591	6,704	6,902	6,534	6,135
許可業者	6,844	6,332	6,295	6,331	6,241	6,381	6,474	6,684	6,313	5,912
条例産廃	91	122	69	88	93	85	88	106	93	89
公用	416	259	244	189	221	125	142	112	128	134
比率	39.1%	37.0%	37.1%	37.2%	37.5%	38.4%	39.2%	40.3%	37.8%	35.6%
合計	18,790	18,133	17,834	17,785	17,496	17,173	17,084	17,111	17,283	17,215

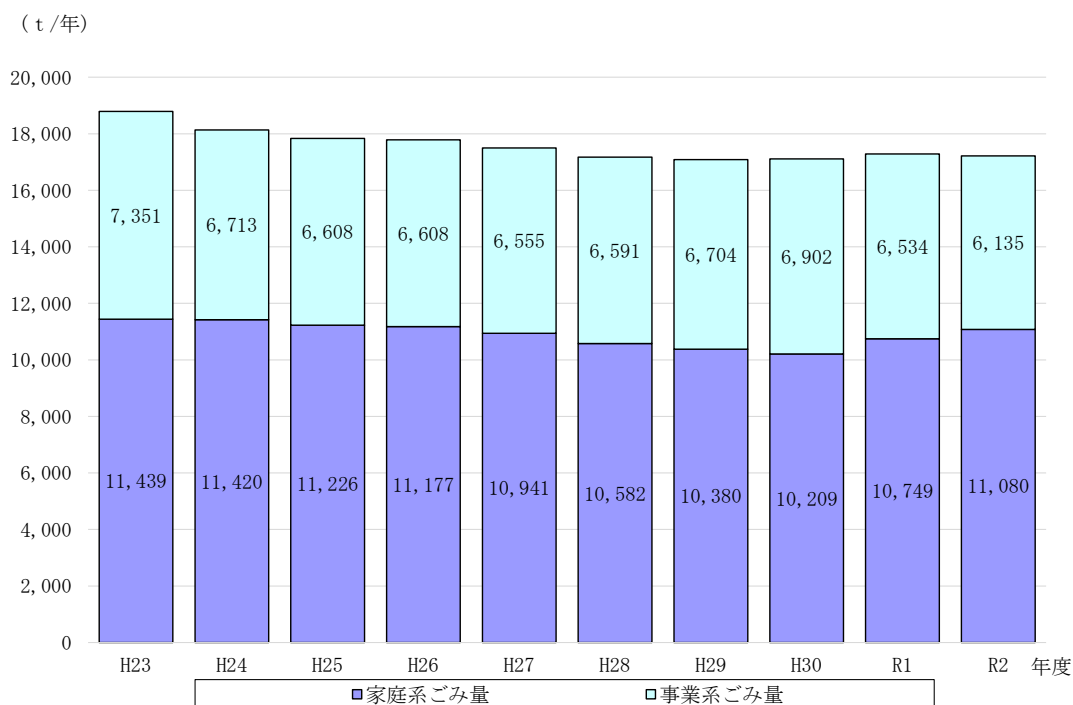


図3-2-4 家庭系ごみ及び事業系ごみの推移

④ 種類別ごみ搬入量と処理の内訳

令和2年度（2020年度）の搬入量と処理した内訳を図3-2-5及び図3-2-6に示します。

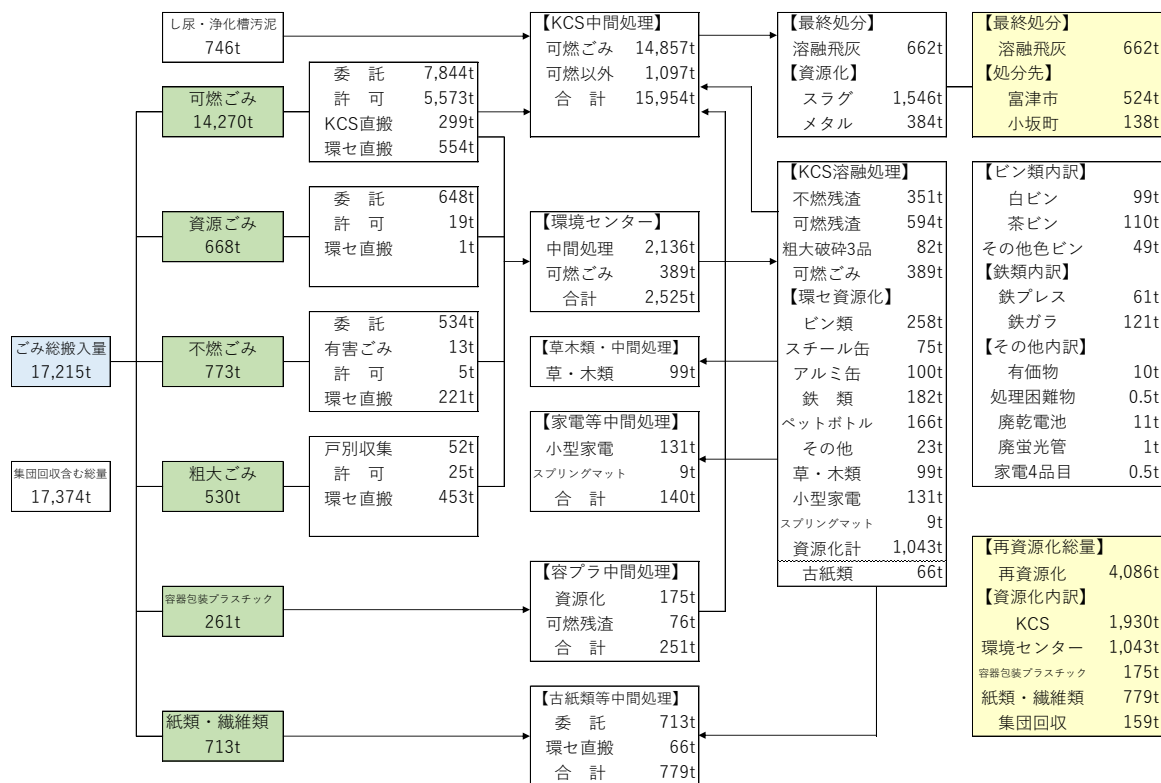


図3-2-5 ごみ搬入と処理処分フロー図（令和2年度（2020年度））

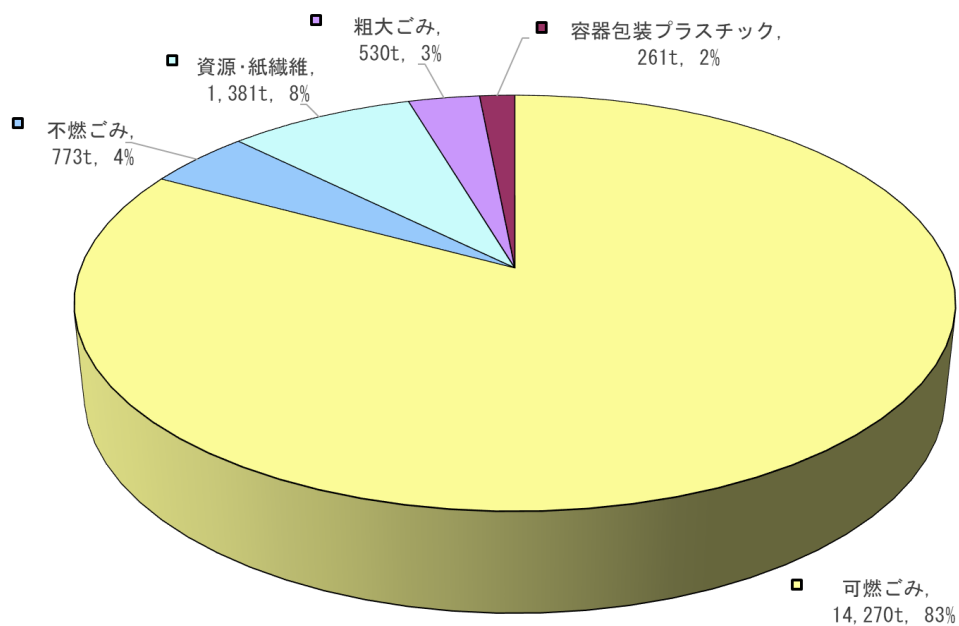


図3-2-6 ごみ搬入量の内訳

⑤ 資源化量

資源化量は、平成 24 年度（2012 年度）の 4,799t/年をピークに、増減を繰り返しながら減少傾向にあります。再資源化率は、平成 24 年度（2012 年度）の 25.4% をピークに、平成 29 年度（2017 年度）にかけて 22.0%と下限を迎えた以降は、徐々に増加しています。表 3-2-7 及び図 3-2-7 に資源化量と再資源化率の推移を示します。

表 3-2-7 資源化量及び再資源化率

（単位：t/年、％）

項目	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
KCS資源化	2,017	2,147	2,019	2,005	1,611	2,052	1,658	1,791	2,050	1,930
環境センター	887	881	875	931	970	894	927	910	930	1,043
容器包装プラスチック	192	197	202	199	207	196	178	184	173	175
紙類・繊維類	791	788	765	650	659	581	564	539	541	779
集団回収	803	786	777	700	659	621	543	495	383	159
資源化量合計	4,690	4,799	4,638	4,485	4,106	4,344	3,870	3,919	4,077	4,086
再資源化率	23.9	25.4	24.9	24.3	22.6	24.4	22.0	22.3	23.1	23.5

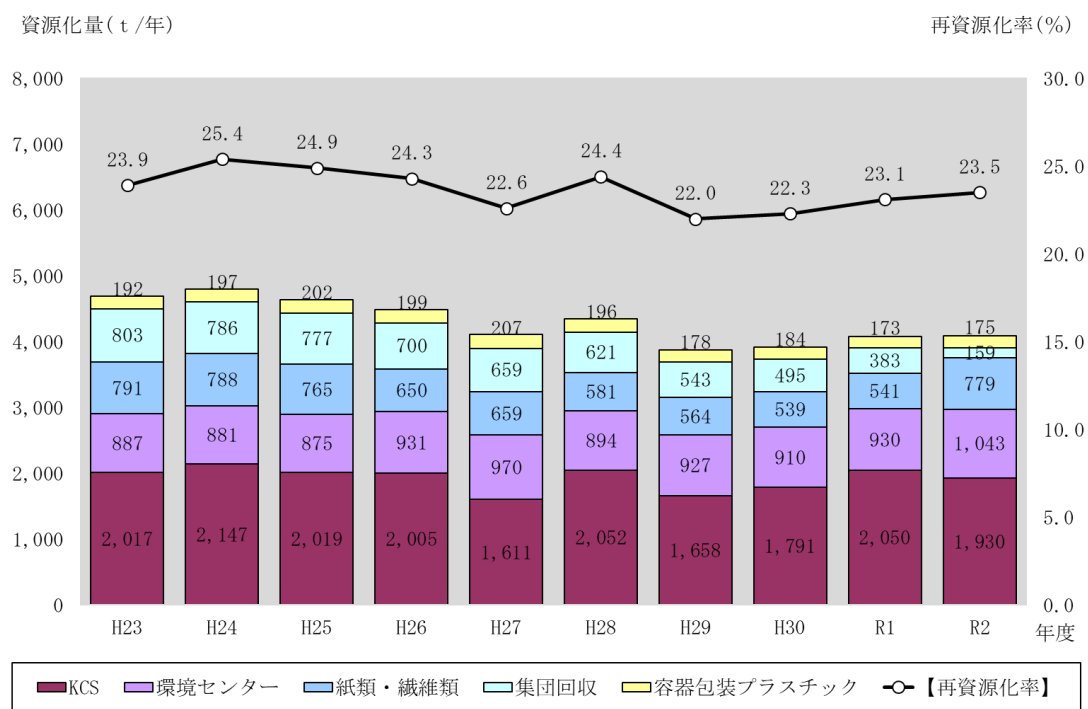


図 3-2-7 資源化量と再資源率の推移

⑥ 溶融処理量

平成 23 年度（2011 年度）～令和 2 年度（2020 年度）の溶融処理量は、約 16,000t 前後で推移しています。溶融処理量の推移は下記のとおりです。

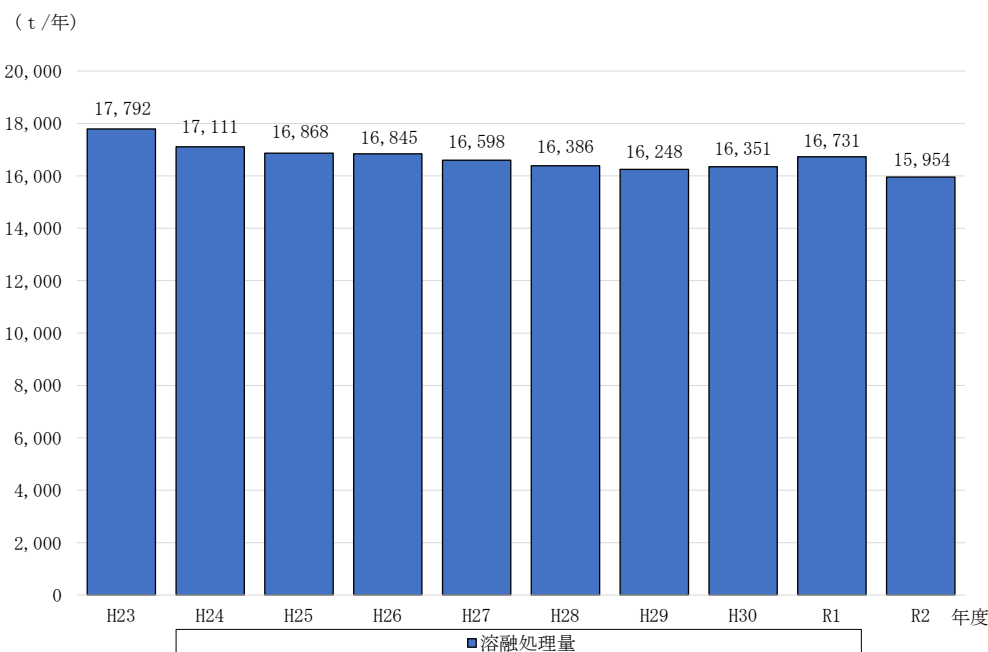


図 3-2-8 溶融処理量の推移

⑦ 環境センター等での処理量

環境センター等での不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみの処理量は、2,928 t ～ 3,479 t の間で推移しています。平成 23 年度（2011 年度）～令和 2 年度（2020 年度）までの環境センター等での処理量の推移は下図のとおりです。

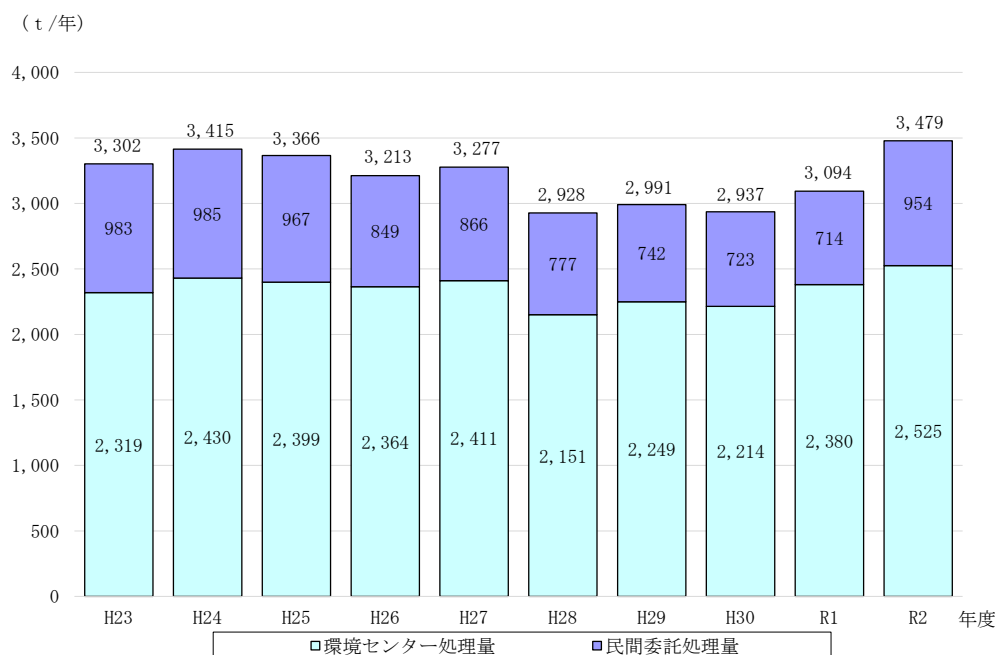


図 3-2-9 環境センター等での処理量の推移

⑧ 最終処分量

平成 23 年度（2011 年度）～令和 2 年度（2020 年度）の最終処分量は、517t
～662t の間で推移しています。

最終処分量の推移は下図のとおりです。

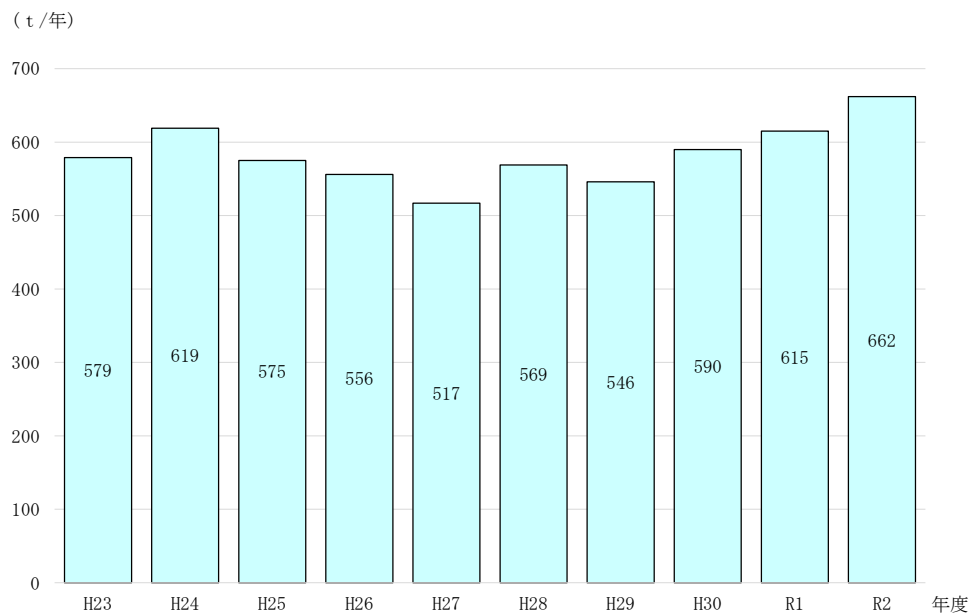


図 3-2-10 最終処分量の推移

(5) 収集・運搬の状況

① 収集・運搬方法

家庭系ごみの収集・運搬方法は下表のとおりです。

表3-2-8 家庭系ごみの収集・運搬方法

分 類	分別		排出容器等	収集回数	収集車両	収集 主体
市で有料収集するごみ	可燃ごみ		可燃ごみ専用袋	週2回	パッカー車	委託
	資源ごみ	びん類	資源ごみ専用袋	週2回	ダンプ車	
		缶類				
		ペットボトル				
	不燃ごみ		不燃ごみ専用袋	週1回	パッカー車	
容器包装プラスチック		容器包装プラスチック専用袋	週1回	パッカー車		
市で無料収集するごみ	新聞紙		販売店で配られた袋又はひもで十文字にしぼる。	月2回	ダンプ車及び平ボディ車	
	繊維類		ひもで十文字にしぼる又は透明なビニール袋に入れる。	月2回		
	紙パック		輪ゴムやひもでしぼる。	月4回		
	雑誌類		ひもで十文字にしぼる。	月2回		
	段ボール		扱いやすい大きさにまとめひもでしぼる。	月2回		
	その他紙製容器		紙袋に入れる又はひもで十文字にしぼる。	月2回		
	有害ごみ	乾電池	乾電池回収袋又はビニール袋を用いる場合は乾電池と記載。	月2回	ダンプ車	
		蛍光灯	購入時の箱に入れるまたは不用な紙で包む。	月2回	ダンプ車	
戸別有料	粗大ごみ		粗大ごみ処理券	リクエスト式戸別収集	ダンプ車	直営

② 収集運搬車両

収集・運搬車両の概要は下表のとおりです。

表3-2-9 収集運搬車両

項目	直営	委託	許可	合計
台数(台)	3	22	53	78
総積載重量(t)	6	48	131	185

③ 事業系ごみ

事業系ごみは、事業者自ら環境センターまたは㈱かずさクリーンシステムに搬入するか、市の許可した一般廃棄物収集事業者と契約して排出します。

④ 其他のごみの排出について

家電4品目	エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機等の家電リサイクル法の対象機器に関しては、同法に基づくリサイクル方法を遵守するよう指導を行っています。
パソコン	資源有効利用促進法の対象品目であるパソコンについては、同法に基づき、パソコンメーカー等によるリサイクルルートを活用するよう指導を行っています。
適正処理困難物	タイヤ、バッテリー、消火器、ボンベ、農機具、バイク、ピアノ、ペンキ・廃油・農薬等に関しては販売店や専門の処理業者などに処理を依頼するよう指導を行っています。
小型充電式電池	使用済みの小形充電式電池は、電気店、スーパーマーケット、ホームセンターなど「リサイクル協力店」で回収するよう指導を行っています。

●ニカド電池
(Ni-Cd)

Ni-Cd

●ニッケル水素電池
(Ni-MH)

Ni-MH

●リチウムイオン電池
(Li-ion)

Li-ion

●小型シール鉛蓄電池
(Pb)

Pb

(JBRCの取扱い対象電池はヘッドホンステレオ、ハンディクリーナー、コードレステレホン、ビデオカメラ用に限る)

(6) 中間処理の状況

① 中間処理の概要

ごみの中間処理の方法は下表のとおりです。

表3-2-10 中間処理の方法

ごみの区分	中間処理の方法				
	搬入場所	搬入場所での状態	処理主体区分	処理内容	資源化及び処理残渣等の行方
可燃ごみ	㈱かずさクリーンシステム	直接ピットへ	民間委託	熔融	スラグ・メタルは資源化 熔融飛灰は埋立処分
不燃ごみ	富津市環境センター	選別・圧縮・保管	直営	資源化・減容化	鉄・アルミは資源化 破碎残渣は㈱かずさクリーンシステムに搬入 小型家電は資源化
粗大ごみ	富津市環境センター	解体・保管	直営	資源化・減容化	太さ 15cm 以内、長さ 50cm 以内にして㈱かずさクリーンシステムに搬入 マットレス、布団、畳は㈱かずさクリーンシステムに搬入 スプリングマットレスは破碎処理
資源ごみ (びん、缶、ペットボトル)	富津市環境センター	選別・圧縮・梱包・保管	直営	資源化	圧縮成型品は資源化
					指定法人ルート
新聞	再生事業者	直接再生事業者へ (直接資源化)	民間委託	資源化	再生事業者
紙パック					
雑誌					
段ボール					
その他紙製容器					
容器包装プラスチック	再生事業者	選別・圧縮・梱包・保管	民間委託	資源化	指定法人ルート
繊維類	再生事業者	直接再生事業者へ (直接資源化)	民間委託	再利用	再生事業者
有害ごみ 乾電池 蛍光灯	富津市環境センター	選別・破碎・保管	直営	資源化	再生事業者
直接搬入	富津市環境センター	選別・保管	民間委託	資源化または熔融	再生事業者 スラグ・メタルは資源化 熔融飛灰は埋立処分

② ごみ処理施設の状況

本市が所有する富津市環境センターの概要と可燃ごみ及び残渣類の処理を委託している(株)かずさクリーンシステムの処理施設の概要は下表のとおりです。

表3-2-11 再資源化施設の概要

項目	富津市環境センター
名 称	富津市環境センター 不燃物処理施設
所 在 地	富津市桜井総称鬼泪山8番地1
面 積	敷地面積：11,618 m ² 延床面積：2,363 m ² （鉄筋コンクリート造3階建）
処理対象物	資源ごみ（びん・缶・ペットボトル）、不燃ごみ
処 理 能 力	資源ごみ：12t/日 圧縮設備6t/日（5h） ペットボトル圧縮減容機1t/日（5h）
処 理 方 式	機械選別・手選別・減容
稼働開始	昭和51（1976）年4月 経過年数46年
そ の 他	ごみ受入れ用計量棟 可燃ごみ中継施設（直接搬入ごみの受入れ）

表3-2-12 溶融処理施設の概要

項目	(株)かずさクリーンシステム
名 称	君津地域広域廃棄物処理施設
所 在 地	木更津市新港17番2
面 積	敷地面積：45,234.77 m ² 延床面積：28,056.38 m ² （鉄骨鉄筋コンクリート造）
処理対象物	可燃ごみ、粗大3品目（畳、ベッドマットレス、布団）、不燃残渣、し渣、脱水汚泥
処 理 能 力	450t/日（100t/24h×2炉+125t/24h×2炉）
処 理 方 式	直接溶融・資源化システム
稼働開始	平成14年4月 経過年数20年
余熱利用	蒸気タービン発電【8,000kW】

(7) 最終処分の状況

① 最終処分の概要

溶融処理後の飛灰は、埋立処分しています。

② 最終処分場の概要

本市が所有する一般廃棄物最終処分場の概要は下表のとおりです。

表3-2-13 一般廃棄物最終処分場

項目	富津市一般廃棄物最終処分場
名 称	富津市一般廃棄物最終処分場
所 在 地	富津市新富 12-5
面 積	敷地面積：50,000 m ² 埋立面積：45,780 m ²
埋 立 容 量	60,000 m ³
埋立対象物	溶融飛灰、不燃残渣
埋 立 開 始	昭和59（1984）年 11 月
そ の 他	3,782 m ³ （平成23年度（2011年度）末）の残余容量はあるが、平成24年（2012年）2月から埋立を行っていない。

3. 課題の整理と対応策の検討

(1) ごみ処理状況評価

国では、市町村が自らの一般廃棄物処理システムについて客観的な評価を行えるよう、「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を設けています。現在（令和2年度(2020年度)実績版）使われている指標は、下表に示す5つの指標です。以下に、本市と都市形態が類似している類似団体と近隣自治体との比較を示します。

類似団体とは、財政比較分析表において全国の自治体を類型別に分類したもので、本市と類似する団体は県内では本市のほかに34市が該当します。また、近隣団体とは、本市と隣接あるいは共同処理を行っている団体（木更津市、君津市、袖ヶ浦市）を示します。

表3-3-1 指標の概要

標準的な指標		算出式	単位
廃棄物の発生	人口一人一日当たりごみ総排出量	$= \text{ごみ総排出量} \div 365 (\text{or } 366) \div \text{計画収集人口} \times 10^3$	kg/人・日
廃棄物の再生利用	廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く)	$= \text{資源化量} \div \text{ごみ総排出量}$	t/t
最終処分	廃棄物のうち最終処分される割合	$= \text{最終処分量} \div \text{ごみ総排出量}$	t/t
費用対効果	人口一人当たり年間処理経費	$= \text{処理及び維持管理費} \div \text{計画収集人口}$	円/人・年
	最終処分減量に要する費用	$= (\text{処理及び維持管理費} - \text{最終処分費} - \text{調査研究費}) \div (\text{ごみ総排出量} - \text{最終処分量})$	円/t

(2) 類似団体等との比較結果

千葉県内34市町村間で比較した結果は、図3-3-1のとおりです。近隣自治体との指標比較結果を次頁の表3-3-2に示します。

本市では「廃棄物からの資源回収率」、「廃棄物のうち最終処分される割合」、が34市町村平均と比較して評価が高い結果となっています。これは、本市のごみ処理は溶融処理によって残渣の多くが溶融スラグ及び鉄分として再資源化しているためです。一方で、「人口一人一日当たりごみ総排出量」、「人口一人当たり年間処理経費」、「最終処分減量に要する費用」については、34市町村平均よりも低い評価となっています。これは、本市では事業系ごみの排出量が他自治体と比べ非常に多い傾向（千葉県平均と比べ約1.7倍）にあることなどが要因として考えられます。

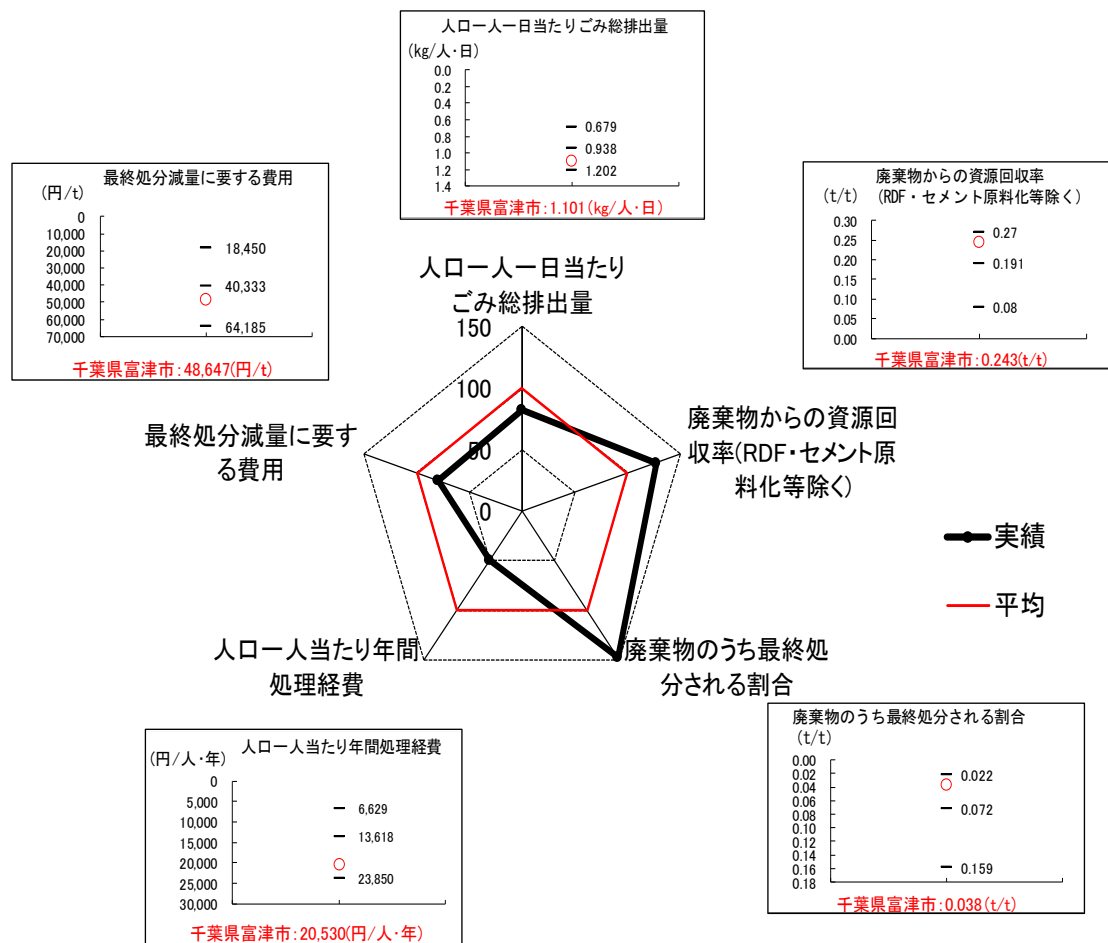


図3-3-1 千葉県内34市町村間で比較した結果

表3-3-2 近隣自治体との指標比較結果

標準的な指標	人口一人一日当たりごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終処分される割合 (t/t)	人口一人当たり年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要する費用 (円/t)
平均	0.938	0.191	0.072	13,618	40,333
最大	1.202	0.270	0.159	23,850	64,185
最小	0.679	0.08	0.022	6,629	18,450
富津市実績	1.101	0.243	0.038	20,530	48,647
木更津市	1.149	0.229	0.037	21,781	52,159
君津市	0.948	0.252	0.037	17,038	49,623
袖ヶ浦市	0.936	0.267	0.034	14,590	42,849

(3) 課題の整理

① 発生抑制の課題

最近5年間のごみ排出量は 17,000t/年を超える値付近でほぼ横ばいで推移していますが、人口が減少しているため一人一日排出量(原単位)は増加する傾向にあります。平成 27 年度(2015 年度)の原単位 1,019g/人・日(平成 23 年度(2011 年度)から令和 2 年度(2020 年度)までの 10 年間の最低値)に対して令和 2 年度(2020 年度)の原単位 1,082g/人・日は約 63g 高い値となっており、全国平均値 901g/人・日、県平均値 894g/人・日を上回っています。

富津市ごみダイエット作戦 100 の普及啓発を図るとともに、35.6%を占める事業系ごみの対策として、事業者に対し、事業系ごみの適正な分別の徹底や再資源化の推進に努めるよう指導を行うとともに、今後、具体的な減量施策の検討を進めることが重要となります。

② 資源化の課題

令和 2 年度(2020 年度)の本市の再資源化率は 23.5%と、平成 29 年度(2017 年度)以降上昇する傾向ですが、ごみの総排出量が減少すると、再資源化量も減少するため、再資源化率向上を図る施策の効果の達成は年々困難になっています。

千葉県では 30%を目指す数値目標を掲げており、食品ロスの削減を図るなど新たな方向性を検討する必要があります。

③ 収集・運搬の課題

家庭系ごみの分別区分や収集・運搬方法は、ごみの適正な処理と、指定袋による減量の推進を図る上で本市の排出ルールの啓発を継続して行うことが重要です。

④ 中間処理の課題

本市が処理主体として管理している環境センターは竣工から 46 年を経過しており、施設の老朽化が著しく能力も低下しており、処理の経済性・効率性を考慮し、資源化処理施設の整備、民間事業者の採用について検討が必要です。

可燃ごみ及び残渣類については、上総地域 4 市で民間事業者に溶融処理を委託しており、安全かつ安定した処理を継続するために、ごみ排出量、ごみ質の管理を徹底する必要があります。既存の溶融施設は 20 年を経過しており、現在は安房地区を加えた(株)上総安房クリーンシステムによる新施設の建設計画が進行しています。

⑤ 最終処分の課題

市の一般廃棄物最終処分場は、残余容量がわずかとなっており、平成 24 年(2012 年)2月から埋立を行っていない状況にあります。既設最終処分場の適正管理と、最終処分の経済性、効率性、信頼性、安定性を考慮し、引き続き、安定した処分先の確保について検討が必要です。同様に、埋立処分を行っている溶融飛灰の資源化を検討し、処分量の削減による経済性の効果についても検討する必要があります。

また、一般廃棄物最終処分場は廃止に向けた手続きを速やかに行う必要があります。

4. 基本理念

前回の基本計画では、基本理念として、本市の将来の都市像である「躍動とにぎわい 安らぎとふれあいの交差するまち ふつつ」を目指し、市民・事業者・行政それぞれが自覚と責任を持って、個々に、また協働して4Rを実践し「自然と調和した快適な生活環境のまちづくり」を推進することとしていました。

本計画ではさらに踏み込んで、快適な生活環境のまちづくりを目指すこととし、富津市みらい構想に記載のある、本市が目指す将来像『誇りと愛着を持てるまち ふつつ』から、「次世代へ自信を持ってバトンを渡せる行政経営」と、「交通利便性や生活環境の向上に取組み、誰もが住みやすく、住み続けたいと思えるまちづくり」をしていくとともに、「環境意識を高め、豊かな自然を将来に引き継ぐための取組」をしていきます。これらを踏まえて、本基本計画の基本姿勢を次のとおりとします。

基本理念

豊かな自然と調和した誰もが参加できる持続可能な生活環境のまちづくり

基本姿勢

1) 長期的、計画的な事業の推進

今後 15 年間の長期的な視点に立って、循環型社会の形成を推進するための取組を定め、計画的に事業を行います。

2) 市民、事業者、行政の協働による取組

ごみの発生抑制や資源化を推進するために、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、パートナーシップに基づいて取組める地域社会づくりを目指します。

3) 資源循環に配慮した取組

「ごみの処理」を取組の中心に据えるのではなく、ごみの発生そのものを抑制し、資源の循環、有効利用を推進するための取組を前提とした事業展開を目指します。

4) 循環型社会システムの活用

容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品ロス削減推進法等、資源化を推進するための法制度の施行とそれに伴う循環型社会システムを整備し、可能な限りそうした社会システムを活用し、地域における資源化の活性化を目指します。

5) 民間活力の導入

市民の多様なニーズへの対応、限られた財源の有効活用等、ごみ処理に関してもより効率的、経済的かつ柔軟な事業展開が求められることから、民間の創意工夫、ノウハウを活用し、処理体制の充実を目指します。

5. 削減目標

(1) 将来ごみ量の推計方法

将来ごみ量を推計するにあたって、ごみ量が現状のまま推移する場合の推計を行い、次にごみ排出抑制や再生利用の促進等の施策を踏まえた目標値を設定し、目標達成後のごみ量を推計します。

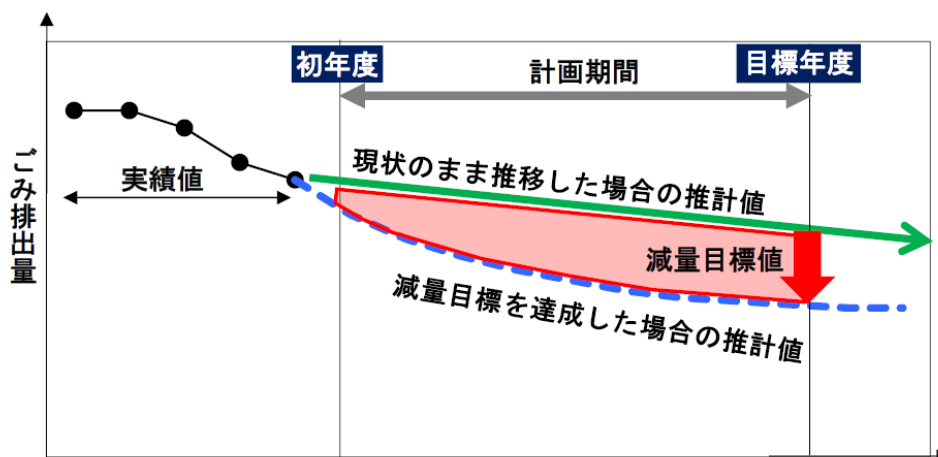


図3-5-1 将来ごみ量の推計のイメージ

(2) 目標値に設定する指標

① 一人一日排出量

全国平均値や類似自治体等との比較の指標の一つである「一人一日排出量」について、目標値を設定する指標とします。一人一日排出量は全体の総排出量と家庭系ごみ排出量を指標とします。なお、事業系の排出量は参考値として示します。

② 事業系ごみ

事業系ごみの減量が課題であるため、事業系ごみの排出量について、目標値を設定する指標とします。

③ 再資源化率

県が掲げる数値目標を目指すことが減量の推進につながることから、再資源化率については、集団回収量を含めた資源化の総量に注視することで施策を検討することとし、再資源化率については参考値として扱います。

④ 最終処分量

最終処分量を減少することが適正処理の目指す方向性につながることから、最終処分量について、目標を設定する指標にします。

(3) 目標値の設定

① 現状のまま推移する場合のごみ量推計

将来ごみ量を推計するにあたって、ごみ量が現状のまま推移する場合の推計は、ごみの排出区分別の原単位を、5つの推計式（一次傾向線、二次傾向線、べき曲線、一次指数曲線、対数式）により算出し、最も相関のある式を採用します。なお、データの変動が大きい場合など、推計結果の傾向にばらつきが見られる場合は、平均値や直近の値を定数として採用します。その結果、目標年次の令和 20 年度（2038 年度）には 989g/人・日となると予測しました。

② 減量目標を達成した場合のごみ量推計

平成 30 年度（2018 年度）より開始した、市民一人のごみの排出量を一日当たり 100g 減量することを目的とする「富津市ごみダイエット作戦 100」のより一層の普及・啓発に努めることで、効果的にごみの減量化を図ること目指しています。この施策を継続することで、目標年次である令和 20 年度（2038 年度）までに 919g/人・日となるよう目指していきます。

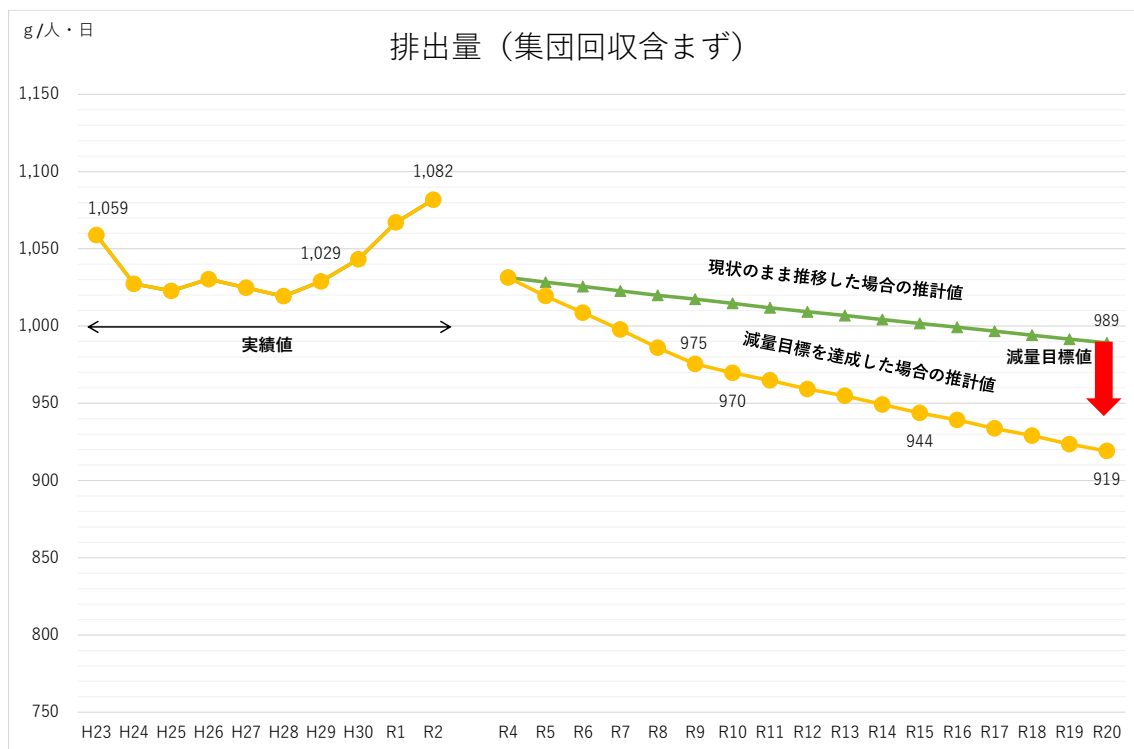


図3-5-2 減量目標を達成した場合の一人一日排出量の推計

③ 指標となる目標値

指標となる目標値は下表のとおりです。

表3-5-1 指標となる目標値

() 内の数値は参考値

指標	実績値	推計値		
	令和2年度	令和10年度	令和15年度	令和20年度
一人一日排出量 (家庭系) 集団回収含まず	696 g/人・日	624 g/人・日	605 g/人・日	592 g/人・日
一人一日排出量 (家庭系) 集団回収を含む	706 g/人・日	633 g/人・日	616 g/人・日	601 g/人・日
一人一日排出量 (事業系)	(386) g/人・日	(346) g/人・日	(337) g/人・日	(327) g/人・日
一人一日排出量 (合計) 集団回収含まず	1,082 g/人・日	970 g/人・日	944 g/人・日	919 g/人・日
一人一日排出量 (合計) 集団回収を含む	1,092 g/人・日	979 g/人・日	953 g/人・日	928 g/人・日
事業系ごみ	6,135 t/年	4,976 t/年	4,564 t/年	4,182 t/年
再資源化量	4,086 t/年	3,312 t/年	3,040 t/年	2,791 t/年
再資源化率	(23.5%)	(23.5%)	(23.5%)	(23.6%)
最終処分量	662 t/年	537 t/年	493 t/年	451 t/年

6. 目標達成に向けた施策

(1) 基本方針

基本理念「豊かな自然と調和した誰もが参加できる持続可能な生活環境のまちづくり」を携え、本市が循環型社会の形成に資するため、循環型社会形成推進基本法の趣旨及び上位計画に即した基本方針を以下のとおり定めます。

- ① 各主体（市民、事業者、市）の協働によるごみの減量化を推進します
- ② 循環型社会での総合的な再資源化を推進します
- ③ 適正排出と適正処理を推進します

(2) 施策の体系

施策のうち、法制度や社会の状況の変化に鑑み、目標年度の令和 20 年度（2038 年度）に向けた今後 15 年間の重点施策と基本施策を設定します。

基本理念

豊かな自然と調和した誰もが参加できる持続可能な生活環境のまちづくり

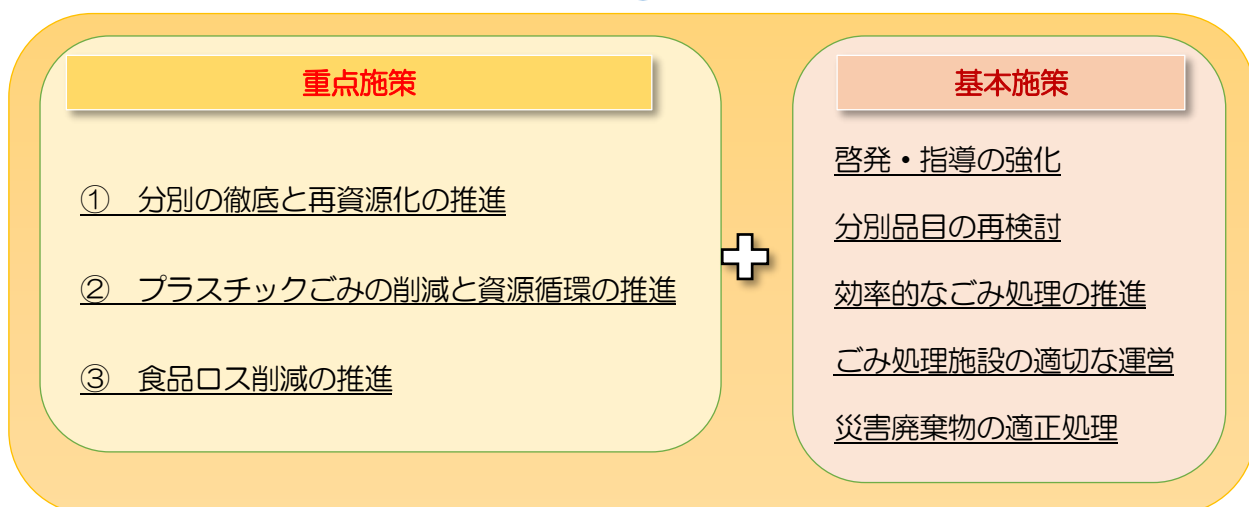
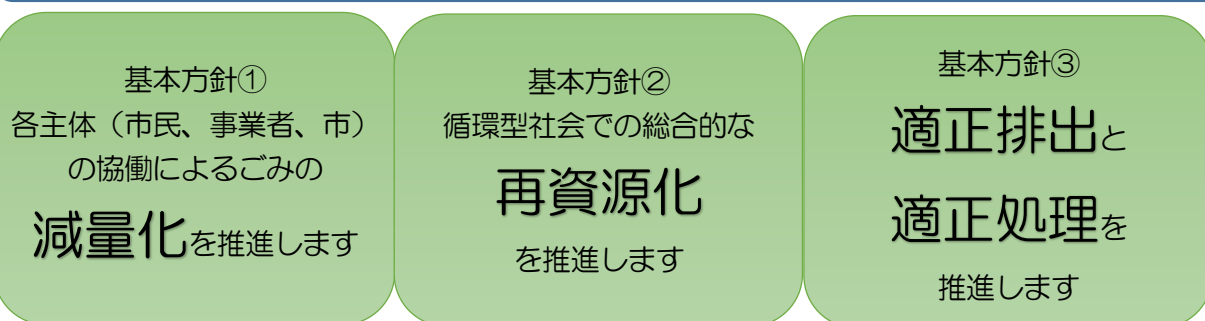


図3-6-1 施策の体系図

(3) 重点施策

基本理念「豊かな自然と調和した誰もが参加できる持続可能な生活環境のまちづくり」を実現するため、基本方針に沿って重点的に推進する施策を重点施策として策定します。

本基本計画の実施期間は令和4年度(2022年度)から令和19年度(2037年度)です。実施期間内に重点的に、かつ具体的に実行可能な施策や、次期計画を見据えて重点的に取り組む必要がある以下の3項目を重点施策とします。

重点施策① 分別の徹底と再資源化の推進

可燃ごみに含まれる資源化可能なびん類、缶類、紙・布類の分別を徹底し、再資源化を推進します。



重点施策② プラスチックごみの削減と資源循環の推進

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックごみの削減と資源循環を一層促進する重要性が高まっていることから、本市においても重要な課題としてとらえ、プラスチックごみの削減及び資源循環を推進します。



重点施策③ 食品ロス削減の推進

SDGsのターゲットに食品ロスの減少が掲げられ、わが国においても「食品ロス削減推進法」が制定されるなど、食品ロス削減への機運が高まっています。また本市においても、「富津市ごみダイエット作戦 100」で厨芥類の削減を推進しており、特に食品ロスの削減は重要課題であることから、食品ロスの削減を推進します。



7. 各主体の取組

市民、事業者、市は基本理念及び基本方針に基づき、目標の達成に向けて以下のことに取組むこととします。

(1) 市民の取組

重点施策

① 分別の徹底と再資源化の推進

- ◇ いらなくなった小型家電製品は再資源化に努めましょう。
- ◇ 古紙・古布はごみに入れないで、きちんと分別しましょう。
- ◇ 古布のリサイクルを心がけましょう。
- ◇ 地域の集団回収に参加しましょう。
- ◇ 富津市ごみダイエット作戦 100 に取組みましょう。

② プラスチックごみの削減と資源循環の推進

- ◇ スーパー等の店頭回収を利用しましょう。
- ◇ 買い物にはマイバッグを持参し、レジ袋を使わないようにしましょう。
- ◇ マイボトルを持参し、ペットボトルを使わないようにしましょう。
- ◇ 使い捨てプラスチック製のスプーンやストローはもらわないようにしましょう。
- ◇ シャンプーや洗剤等は詰め替え商品を使いましょう。

③ 食品ロス削減の推進

- ◇ エコレシピ等を参考にして、エコクッキングに取組みましょう。
- ◇ 食材は「使いきり」、調理したものは「食べきり」、生ごみはしっかり「水きり」するように心がけましょう。
- ◇ 会食や宴会等の際は、乾杯後の 30 分間とお開き前の 10 分間は料理を楽しむ「3010（さんまるいちまる）運動」を心がけましょう。
- ◇ 食品ロス削減に取り組んでいるちば食べエコ協力店を利用しましょう。

基本施策

- ◇ 市にごみとして出せないものは、販売店や製造元に依頼するなどルールを守って処分しましょう。
- ◇ ごみの減量に配慮した商品を選んで購入しましょう。
- ◇ 最後まで使い切る、直せるものは修理して使うなど、ものを大切にしましょう。
- ◇ レンタル、フリーマーケット、リサイクルショップ、不用品交換等、不用品の再利用に努めましょう。
- ◇ 市の分別区分に従ってきちんとごみを分けて出しましょう。
- ◇ 地域にお年寄りや障害を持った方の単身世帯があれば、ごみ出しを手伝いましょう。
- ◇ 環境に配慮した製品の利用やちば食べエコ協力店の利用に努めましょう。

(2) 事業者の取組

重点施策

① 分別の徹底と再資源化の推進

- ◇ 消費者へリサイクルを呼びかけましょう。
- ◇ オフィスから出るリサイクル可能な古紙は、リサイクルに努めましょう。
- ◇ リサイクル可能なごみの回収ルートを確立しましょう。
- ◇ 富津市ごみダイエット作戦 100 に取り組みましょう。

② プラスチックごみの削減と資源循環の推進

- ◇ レジ袋の削減や過剰包装の自粛に努めましょう。
- ◇ マイボトルやマイカップへの取組を実施して、使い捨て飲料容器の削減を図りましょう。

③ 食品ロス削減の推進

- ◇ ちば食べエコ協力店登録制度を活用しましょう。
- ◇ 未利用食品の有効利用を進めましょう。
- ◇ 賞味期限が近づいた災害備蓄食料を有効活用しましょう。

基本施策

- ◇ 市ホームページや事業系ごみガイドブックを活用し、ごみの減量・再資源化に関する情報を積極的に収集しましょう。
- ◇ 製品の修理・補修体制を充実しましょう。
- ◇ 一般廃棄物と産業廃棄物をきちんと分けて出しましょう。

(3) 市の取組

重点施策

① 分別の徹底と再資源化の推進

【家庭系ごみ】

- ◇ 市民に対して、小型家電をごみではなく資源物として出してもらうよう周知します。
- ◇ 民間等の取組を情報収集し、市民に発信していきます。

【事業系ごみ】

- ◇ 事業者に対して、適切な再資源化ルートの情報提供を推進します。

② プラスチックごみの削減と資源循環の推進

【家庭系ごみ】

- ◇ プラスチックの分別収集の拡大について検討します。
- ◇ プラスチック製容器の店頭回収を行っているスーパー等を案内するなどの再資源化への啓発を進めます。
- ◇ プラスチック製品の使用をできるだけ少なくするよう消費者に呼びかけます。

【事業系ごみ】

- ◇ ちば食べエコ協力店登録制度を実施・啓発します。
- ◇ リユース食器の使用やプラスチック製品以外の製造を促し、使い捨てプラスチック容器削減に向け、啓発を進めます。

③ 食品ロス削減の推進

- ◇ エコクッキングの推進に取り組めます。
- ◇ 「3きり運動」の推進に向けた情報発信を行います。
- ◇ 店舗等において「3010（さんまるいちまる）運動」を推進するため、啓発を促進します。
- ◇ 食品ロスの把握のため、ごみ組成調査の実施を検討します。



基本施策

【家庭系ごみ】

- ◇ 環境教育・学習を充実させるため、学校等において、環境問題や身近なごみ問題をテーマとした授業が取り入れられるよう担当部局と調整を図るなど、環境教育の推進に努めます。
- ◇ 適正処理困難物等の処理方法について、情報提供のさらなる充実を図ります。
- ◇ 若い世代をはじめ幅広い世代への情報発信を推進します。
- ◇ 効率的な収集、処理・処分方法を検討し、適正処理を推進します。

【事業系ごみ】

- ◇ 事業系ごみ減量の方策の効果的な周知・啓発方法を検討します。

【家庭系ごみ・事業系ごみ】

- ◇ 次期環境センターのあり方や仕様を検討します。
- ◇ 環境センターの適切な運転管理を行います。
- ◇ 第2期君津地域広域廃棄物処理事業の推進に努めます。
- ◇ 災害時に災害廃棄物を適正に処理するため、他自治体等との協定の検討や仮置場候補地の状況確認等を進めます。

8. 収集・運搬計画

(1) 収集・運搬の基本方針

市民に対して、ごみ分別ガイドブック等に従い分別を徹底するよう周知を図ります。
分別排出されたごみは、資源化及び適正処理・処分が図れるよう迅速かつ衛生的に収集・運搬します。

(2) 収集区域及び収集人口

① 収集区域

本市全域を収集区域とします。

② 収集人口

本市の将来人口を収集人口とします。令和 20 年度（2038 年度）における収集人口は、約 35,000 人を見込んでいます。

(3) 収集・運搬の方法

① 分別区分

現状の分別区分を継続するとともに、地域におけるリサイクルの可能性を考慮して新たな分別品目の調査・研究を行います。

①新聞、②雑誌、③段ボール、④紙パック、⑤その他紙製容器、⑥繊維類、⑦資源ごみ（びん、缶、ペットボトル）、⑧容器包装プラスチック、⑨可燃ごみ、⑩不燃ごみ、⑪粗大ごみ、⑫乾電池、⑬蛍光管

なお、スプレー缶の排出方法は、全国的にガス抜きによる事故の発生が見受けられることから、今後は家庭でのガス抜き作業をしなくても良いように検討を行います。

② 収集形態

ステーション方式による収集を行います。

粗大ごみについては、リクエスト制による戸別収集方式を継続します。

可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ（びん、缶、ペットボトル）、容器包装プラスチックについては、指定袋制を継続します。

手数料の改定を行う場合は、各指定袋の規格（袋容量）の見直し等を検討します。

③ 収集回数

ごみの種類毎の収集回数を以下の通りとします。ただし、本計画に基づく取組の効果（ごみ減量化、資源化の程度）及び市民の要望を踏まえ収集回収の調査・研究を継続します。

週 2 回…可燃ごみ、資源ごみ（びん、缶、ペットボトル）

週 1 回…容器包装プラスチック、不燃ごみ、乾電池、蛍光管

月 4 回…紙パック

月 2 回…新聞、雑誌、段ボール、その他紙製容器、繊維類

④ 収集体制

直営、委託、許可による収集・運搬体制を継続します。

高齢化を踏まえ、ごみ出し困難世帯を対象とした収集体制のあり方について、調査・研究を継続します。

(4) 収集運搬量及び直接搬入量の見込み

収集運搬量及び直接搬入量の見込みを表3-8-1に示します。

収集運搬量は、令和2年度(2020年度)に15,687tですが、令和20年度(2038年度)には10,733tとなり、約32%減少する見込みです。

表3-8-1 収集運搬量及び直接搬入量の見込み

項目	単位	R2	R10	R15	R20
可燃ごみ	t/年	14,270	11,698	10,749	9,871
委託	t/年	7,844	6,430	5,908	5,426
許可	t/年	5,573	4,569	4,198	3,855
KCS直搬	t/年	299	245	225	207
環セ直搬	t/年	554	454	417	383
不燃ごみ	t/年	773	527	495	463
委託	t/年	534	364	342	320
有害ごみ	t/年	13	9	8	8
許可	t/年	5	3	3	3
環セ直搬	t/年	221	151	142	133
資源ごみ	t/年	1,381	1,142	1,000	871
委託	t/年	648	535	469	408
許可	t/年	19	16	14	12
環セ直搬	t/年	1	1	1	1
紙類・繊維類	t/年	713	589	516	449
粗大ごみ	t/年	530	367	346	326
戸別収集	t/年	52	36	34	32
許可	t/年	25	18	17	16
環セ直搬	t/年	453	313	295	278
容器包装プラスチック	t/年	261	230	217	204
合計	t/年	17,215	13,965	12,807	11,735
収集ごみ	t/年	15,687	12,800	11,727	10,733
直接搬入ごみ	t/年	1,528	1,165	1,081	1,001

(5) 収集・運搬車両

人口の減少、ごみの発生抑制等により収集運搬量は令和2年度（2020年度）の実績に対して約32%減少することが予測されることから、ごみの排出量の推移を考慮し収集運搬車両台数等の見直しを行います。

また、収集・運搬車両の排気ガスに含まれる温室効果ガス等の低減を図るため、新規導入にあたっては、低公害車や電気自動車の利用等を推進します。

(6) 委託・許可の扱い

① 委託

家庭系ごみについては、効率性・経済性を考慮し、委託による収集・運搬を継続します。

② 許可

事業系ごみ及び市の定期収集以外に個人がごみを排出する際は、排出者責任に基づき許可業者による収集を継続します。

9. 中間処理計画

(1) 中間処理の基本方針

分別収集したごみは中間処理し、優先的に資源化を行い、資源化が困難なごみについては溶融処理し熱回収（サーマルリカバリー）を行います。これにより、資源循環が促進され、効果的な処理体制の推進が図られます。

(2) 中間処理の方法

① 資源ごみ

新聞、雑誌、段ボール、紙パック、その他紙製容器、繊維類に関しては、再生事業者へ搬出し、資源化します。

ペットボトルについては、環境センターにおいて選別、圧縮・梱包、保管を行い指定法人ルートで資源化します。また、民間事業者への委託についても検討を行います。

缶類については、環境センターにおいて選別、圧縮、保管を行い再生事業者ルートで資源化します。また、民間事業者への委託についても検討を行います。

びん類については、環境センターにおいて無色びん、茶色びん、その他の色びんに選別、保管し指定法人ルートで資源化します。また、民間事業者への委託についても検討を行います。

容器包装プラスチックについては、民間事業者へ選別、圧縮・梱包、保管等を委託し、指定法人ルートで資源化します。

② 可燃ごみ

可燃ごみ及び不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみを処理した後に発生する残渣は、(株)かずさクリーンシステムに溶融処理を委託し、回収されるスラグはコンクリート骨材等に、メタルは重機のカウンターウェイト等に資源化し、溶融飛灰は埋立処分します。

③ 不燃ごみ及び粗大ごみ

不燃ごみ及び粗大ごみは、環境センターにおいて選別処理等を行い、金属類を回収し再生事業者ルートで資源化します。

④ 有害ごみ

乾電池、蛍光灯は専門の処理業者に処理を委託し、金属や重金属類を回収して資源化します。

(3) 中間処理量の見込み

① 溶融処理量

溶融処理量は、令和2年度(2020年度)に15,954tですが、令和20年度(2038年度)には11,020tとなり、約31%減少する見込みです。次頁に、溶融処理量の見込みを示します。

表3-9-1 溶融処理量の見込み

項目	単位	R2	R10	R15	R20
【KCS中間処理】	t/年	15,954	13,068	12,003	11,020
可燃ごみ	t/年	14,857	12,178	11,186	10,271
委 託	t/年	7,844	6,430	5,908	5,426
許 可	t/年	5,573	4,569	4,198	3,855
KCS直搬	t/年	299	245	225	207
可燃残渣	t/年	594	481	441	405
布団・マットレス・畳	t/年	82	68	61	56
可燃ごみ	t/年	389	315	289	264
可燃残渣	t/年	76	69	64	59
可燃以外	t/年	1,097	890	817	749
不燃残渣	t/年	351	285	262	240
し尿・浄化槽汚泥	t/年	746	605	555	509

② 環境センター等での処理量

環境センター及び民間事業者に委託して処理する不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみの処理量は、令和2年度（2020年度）に、2,525 tでしたが、令和20年度（2038年度）には1,593 tとなり、約37%減少する見込みです。次頁に、環境センター処理量の見込みを示します。

表3-9-2 環境センター等での処理量の見込み

項目	単位	R2	R10	R15	R20
【環境センター】	t/年	2,525	1,901	1,743	1,593
不燃残渣	t/年	351	285	262	240
可燃残渣	t/年	594	481	441	405
布団・マットレス・畳	t/年	82	68	61	56
可燃ごみ	t/年	389	315	289	264
びん類	t/年	258	209	191	176
スチール缶	t/年	75	60	56	51
アルミ缶	t/年	100	81	75	69
鉄ガラ	t/年	121	98	90	83
鉄プレス	t/年	61	49	45	41
ペットボトル	t/年	166	134	124	112
その他	t/年	23	19	16	15
草・木類	t/年	99	81	73	68
小型家電	t/年	131	107	98	89
スプリングマット	t/年	9	7	7	6
民間委託	t/年	1,020	828	759	695
古紙類	t/年	66	53	49	45
容器包装プラスチック	t/年	175	143	130	119
紙類・繊維類	t/年	779	632	580	531

※その他は有害ごみ等適正処理困難物が含まれます。

(4) 中間処理施設整備計画の概要

① 溶融処理施設

君津地域4市（木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市）は、市内で発生する一般廃棄物を、㈱かずさクリーンシステムで中間処理をし、溶融物（スラグ・メタル）の再資源化を図っています。

現事業は、令和8年度末までの事業期間となっているため、次期広域廃棄物処理施設の整備に向けて取り組んでいるところであり、平成30年度に「（仮称）第2期君津地域広域廃棄物処理事業基本構想」を策定し、目指すべき方向性を検討しました。

第2期君津地域広域廃棄物処理事業の取り組みについては、君津地域4市で検討してきたなか、鴨川市、南房総市及び鋸南町の更なる広域化に対する協議の申し入れを受け、君津地域4市及び安房地域2市1町で協議会を設置し、事業の推進を図っています。

令和2年8月には、優先交渉権者により設立された「株式会社上総安房クリーンシステム」と仮契約を締結し、その後、構成6市1町の各市町議会での議決を経て、令和2年9月29日に事業契約を締結し、令和9年4月の供用開始を予定しています。

この施設での処理対象ごみは次頁に示すとおりです。

表3-9-3 対象ごみ（処理物）の種類

処理対象物	処理対象物の内容
可燃ごみ （燃やせるごみ）	台所ごみ、資源にならない紙くず、繊維、革、ゴム製品、容器包装プラスチック以外のプラスチック・ビニール製品、草・小枝・落葉、光学ディスク、内側がアルミのパック、貝殻等 日本製鉄株式会社東日本製鉄所などから排出される事業系一般廃棄物 粗大ごみ（家具類、寝具・敷物類、電気製品類、趣味・遊具類等、木の枝（太さ 15cm 以内、長さ 80cm 以内）等）の破碎残渣
粗大3品目	畳、ベッドマットレス（スプリング入り）、布団
不燃残渣	中間処理施設から排出される不燃残渣
し渣、脱水汚泥	し尿処理施設からのし渣、脱水汚泥、貝殻等 （脱水汚泥は含水率 70%以下）
産業廃棄物	7自治体が条例で受け入れている産業廃棄物 注） 日本製鉄株式会社東日本製鉄所君津地区などから排出される産業廃棄物（梱包用の廃プラスチック類）
動物の死がい	7自治体が搬入する動物の死がい

注）産業廃棄物の種類は、紙くず、木くず、廃プラスチック類、下水道汚泥等を計画している。

② 環境センター

環境センターは、昭和 51 年（1976 年）4 月から稼働を開始し 46 年以上経過しています。

資源化施設は、不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみの処理量は変動があるものの、処理能力の範囲内で推移していますが、定期的な維持管理・補修を行っていても限界が見える状態であることは否めません。継続して使用する場合、大規模な改修工事が必要となり、また、電気設備には微量の PCB の混入が認められ、その処分期限も迫っている状況です。

今後は、新たな環境センターの整備に向けて建設候補地の選定や処理規模、処理方法の選定などについて検討を進めて行きます。稼働停止している環境センターのごみ焼却施設については、適切な解体時期の検討を行います。

10. 最終処分計画

(1) 最終処分の基本方針

ごみの発生抑制・資源化に係る取組み、資源ごみの分別の徹底、溶融処理・破碎・選別による徹底したごみの減量化・減容化により、埋立量の削減を図ります。埋立処分に際しては、環境への負荷を軽減し、安全かつ安心して処分が継続できる体制を保持します。

また、一般廃棄物最終処分場は廃止に向けた手続きを速やかに行います。

(2) 最終処分の方法

溶融処理後に発生する溶融飛灰については、民間事業者への処分委託を行っています。引き続き、安定した処分先の確保が必要です。

(3) 最終処分量の見込み

最終処分量は、令和2年度(2020年度)に662tでしたが、令和20年度(2038年度)には451tとなり、約32%減少する見込みです。下表に、最終処分量の見込みを示します。

表3-10-1 最終処分量の見込み

項目		単位	R2	R10	R15	R20
【溶融処理後最終処分】						
	溶融飛灰	t/年	662	537	493	451

1 1. 災害廃棄物処理計画

富津市災害廃棄物処理計画は、富津市地域防災計画に基づき、災害廃棄物処理に係る対応についてその方策を示すとともに、東日本大震災の経験等により蓄積された成果を踏まえ、本市における平常時からの取組と、発災時の状況に即した災害廃棄物処理の具体的な業務内容を示すことにより、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施を目指すものとして、令和3年（2021年）3月に策定しています。

災害廃棄物処理計画に関連する地域防災計画の見直しや一般廃棄物処理基本計画を見直した場合は、その内容を反映した計画にしていく必要があります。また、今後の災害の発生等により新たな見解等が得られた場合にも災害廃棄物処理計画の見直しを検討します。

（1）処理体制の維持

被災時に発生する一般廃棄物については、平常時と同様に市が収集・運搬、処理・処分を行います。被災状況に応じて、排出場所、収集回数、収集方法等を柔軟に見直し、迅速かつ衛生的な生活環境の確保を図ります。

収集・運搬車両、処理・処分施設の被災状況を考慮し、必要に応じて県及び近隣市町、民間事業者の協力を求め円滑かつ安定した処理・処分の維持に努めます。

（2）倒壊家屋等の処理

倒壊家屋等の処理は、原則として所有者が行います。ただし国の財政支援等を受けて行う事業に関しては、市が家屋などの処理を支援します。

流木、大量に発生する粗大ごみ、道路など堆積するガレキ等緊急性を要する場合には、基幹交通網、避難場所等を確保する観点から市が処理を行います。なお、災害廃棄物の処理に関しては、再使用、資源化を優先します。

（3）県・近隣市町等との協力

本市単独での対応が困難な場合には、収集・運搬、処理、処分に關し県及び近隣市町の協力を仰ぐとともに、民間事業者とも事前に協定を締結するなど、被災時に必要となる人員、機材、処理体制等の確保を図ります。

（4）仮置場の確保

被災時においても円滑かつ安定した処理を行うために、公有地の利用及び民有地を借り上げる等して仮置場を設定し、災害廃棄物の一次保管あるいは一次処理等を行います。

1 2. その他の事項

(1) 廃棄物減量化等推進審議会

富津市廃棄物減量化等推進審議会を活用し、ごみの減量化、資源化及び適正処理の推進に関する事項について審議し、取組の方向性を定めます。

(2) 美化活動の推進

地域環境美化活動及びごみゼロ運動等を実施し、市民・事業者・行政が一体となった環境美化活動に取り組んでいきます。

(3) 適正処理困難物への対応

タイヤ、バッテリー等本市で処理困難物として定めているごみは、排出者が自ら専門の処理業者等に依頼して処理するよう指導します。

(4) 医療系廃棄物への対応

在宅医療の増加に伴い、医療系廃棄物の増加が予想されることから、医療機関などによる回収等、適正な処理・回収ルートを活用するよう啓発していきます。

(5) 不法投棄対策の強化

土地所有者及び管理者に、柵や看板の設置を促す等、不法投棄に対する注意を呼びかけます。

富津市不法投棄監視員及び市職員によるパトロール、監視体制の整備を推進します。また、郵便局、県、警察等との連携を強め、不法投棄をさせない環境づくりを強化します。

第4章 食品ロス削減推進計画

1. 計画の基本的事項

(1) 計画の位置づけ

「食品ロス削減推進法」第13条第1項の規定に基づき、「食品ロスの削減の推進に関する基本方針」及び「千葉県食品ロス削減推進計画」を踏まえて策定します。

また、本市の一般廃棄物処理基本計画と調和を図ります。

(2) 社会情勢

食品ロスとは、本来食べられるにも関わらず廃棄されている食品であり、生産段階・製造段階・流通段階・消費段階において発生しています。

令和元年度（2019年度）の国の推計によると、日本の食品ロス量は、570万tと試算されています。食品ロスの内訳は、家庭系食品ロス量（食べ残し※1・過剰除去※2・直接廃棄※3）が261万t（46%）、事業系食品ロス（規格外品※4・返品・売れ残り・作りすぎ・食べ残し等）が309万t（54%）となっています。

食品ロスの削減については、平成27年（2015年）9月に採択されたSDGsのターゲットの一つとなっており、令和12年（2030年）までに小売・消費レベルにおける世界全体の1人当たりの食品廃棄物を半減させることが盛り込まれており、国際的にも関心が高まっています。

国においては、令和元年（2019年）10月に「食品ロス削減推進法」が施行され、食品ロス削減を国民運動として展開し、消費者である国民、事業者、行政が、それぞれの立場で食品ロスの削減を進めることが明示されました。

千葉県では、令和3年（2021年）3月に千葉県食品ロス削減推進計画が策定され、家庭での食事や外食時に発生する食品ロスの削減を促進する「ちば食べきりエコスタイル」の普及啓発と、食品ロスの削減に積極的に取り組む団体を「ちば食べエコ協力店」として登録し、事業者等と連携した普及啓発等を行っています。

本市でもホームページ等を活用して食品ロス削減の普及啓発を行っています。

※1 食べ残しとは、食卓に出された食品で、食べ切れずに捨てられたものを示します。

※2 過剰除去とは、厚くむいた野菜の皮や不要部分を過剰に切断したものを示します。

※3 直接廃棄とは、賞味期限切れ等により使用されず、手つかずのまま廃棄されたものを示します。

※4 規格外品とは、出荷段階で形や大きさ、傷の有無等で出荷できず廃棄されたものを示します。

(3) 基本的な方向性

食品の廃棄は生産・流通過程で使用した多くのエネルギーや資源を無駄にしていると同時に、ごみ処理過程においては温室効果ガスを排出させるなど、地球環境への負荷の一因となっていることを踏まえて、千葉県食品ロス削減推進計画を上位計画とし、SDGsに貢献する食品ロスの削減に取り組むものとします。

2. 食品ロスの現状

(1) 食品ロスの量

国においては、農林水産省が事業系食品ロス量を、環境省が家庭系食品ロス量を、それぞれ推計しています。自治体における食品ロス量の把握については、統一的方法が確立されていない状況ですが、国の推計した食品ロス率等を用いて千葉県における食品ロス量を試算すると、年間約 30 万 t（平成 29 年度）の食品ロスが発生していると推計されます。

表 4-2-1 食品ロスの発生状況（推計）

	単位	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
全国											
家庭系食品ロス量	万t/年	—	312	302	282	289	291	284	276	261	247
事業系食品ロス量	万t/年	—	331	330	339	357	352	328	324	309	275
食品ロス量	万t/年	—	643	632	621	646	643	612	600	570	522
千葉県											
家庭系食品ロス量	万t/年	—	—	—	—	—	14.3	14.3	—	—	—
事業系食品ロス量	万t/年	—	—	—	—	—	16.2	15.4	—	—	—
食品ロス量	万t/年	—	—	—	—	—	30.5	29.7	—	—	—

データ出典（全国）：日本の食品ロスの状況（令和元年度）、令和 3 年 11 月、農林水産省

データ出典（千葉県）：千葉県食品ロス削減推進計画、令和 3 年 3 月、千葉県

○ 食品ロスの現状

日本は食料を輸入に大きく依存しており、食料自給率（カロリーベース）は 38% に留まっています。また、子どもの 7 人に 1 人は貧困状態にあり依然として高い水準となっています。

一方で、近年の食品ロス（本来食べられるのに捨てられている食品）量は、国民一人当たり約 50kg/年 で推移しており、削減できていません。

食品ロスは、約半分が家庭から発生しており、店舗等での売れ残りや返品、飲食店での食べ残しといった事業系食品廃棄物の削減だけでなく、家庭での取組が不可欠です。

○ 《使い切り・食べきりは家計にも優しい取組です》

日本では、年間約 612 万 t（平成 29 年度国推計）の食品ロスが発生しており、国民一人当たりでは約 50kg/年、毎日お茶碗 1 杯分（132g）の食べ物が捨てられていることになります。

家庭における食材の使い切りや食べきりを実践することは、食品ロスの削減だけでなく、無駄な出費を減らすことができる、家計にも優しい取組です。

3. 基本理念・目標

(1) 基本理念

食品ロス削減の推進は、ごみ処理基本計画の重点施策の1つであるため、食品ロス削減推進計画の基本理念は、ごみ処理基本計画の基本理念である「豊かな自然と調和した誰もが参加できる持続可能な生活環境のまちづくり」と同様とします。

(2) 目標

国においては、家庭系食品ロスは「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成30年（2018年）6月閣議決定）、事業系食品ロスは「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」（令和元年（2019年）7月）において、共に平成12年度（2000年度）比で令和12年度（2030年度）までに半減させることと、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%とする、という目標を設定しています。

本市においても、国の目標を踏まえた目標を設定し、食品ロスの削減を推進します。ただし、本計画においてごみ組成調査を実施していないため、食品ロス量の実態が把握できていないことから、今後、実態把握に向けた調査研究を進めていくものとしします。

4. 基本的施策の推進

可燃ごみのなかでも比較的重量のある「生ごみ」の削減にあたっては、誰もが実践できる食品ロスの削減として有効です。食材の適量購入、適切な冷蔵庫内管理、適量調理が大きなごみ減量につながることから、市民が日常の生活を振り返って食品ロスを減らせるよう周知・啓発を行います。

(1) 発生抑制を目的とした施策の展開

① 市民や事業者に対する食品ロスに関する知識の普及啓発

県が実施している食品ロス削減推進の基本的な施策を紹介します。

○ 「ちば食べきりエコスタイル」の展開

家庭での食事や外食時に発生する食品ロスの削減を促進する「ちば食べきりエコスタイル」の普及啓発を引き続き展開していきます。

また、食品ロスの削減に積極的に取り組む団体を「ちば食べエコ協力店」として登録し、事業者等と連携した普及啓発等を今後も実施していきます。

○ 教育・学習の振興、普及啓発等

教育機関、市町村等と連携し、千葉県食育推進計画に基づき食育を推進する中で、幼児期から食べ残しを減らす意識や食べ物を大切にする気持ちを育てます。

また、消費者、事業者、市町村等と連携し、各種イベントや広報媒体を通じて食品ロス削減についての理解と関心を深めるための普及啓発を実施します。

○ 食品関連事業者等における取組の支援

「ちば食べエコ協力店」への登録を引き続き促進し、「小盛メニューの導入」、「持ち帰り希望者への対応」など、食品ロス削減に向けた事業者の取組・情報を県ホームページ、SNS等で紹介することで、事業者の積極的な取組を支援していきます。

飲食店や小売店、製造業者といった食品関連事業者等が取り組む食品ロス削減の取組についてのセミナーや意見交換会等を開催し、事業者相互の交流の場を設け、効果的な取組方法について情報共有するとともに、行政と食品関連事業者等が連携した消費者への普及啓発を実施します。

○ 食品ロスの発生実態や取組状況の把握

食品ロスの発生実態について、家庭における食品ロスの発生状況の把握に努めるとともに、事業者へのヒアリング等を行い、県内の課題を明らかにして、効果的な取組の検討・推進につなげます。

また、食品ロスの効果的な削減方法や実態把握の方法等に関する情報収集、調査・研究を行い、事業者、消費者等との意見交換、情報共有を行います。

○ 情報の収集及び提供

食品ロスの削減に係る国の動向、事業者の取組等について情報を収集し、ホームページ等により県民や事業者、市町村への情報提供を行います。さらに、SNSを活用して消費者や事業者等と双方向のコミュニケーションを図りながら、幅広い世代に向けた効果的な情報収集及び提供を行います。

○ 未利用食品の有効活用や再生利用の推進

未利用食品を有効活用するため、県民に対してフードバンク活動への理解を促進するとともに、事業者・消費者・行政等とフードバンク活動団体との効果的な連携方法等について検討し、取組んでいきます。また、規格外や未・低利用を含む農林水産物の加工・販売等を促進するほか、災害時用備蓄食料について、賞味期限切れとなる前に防災イベント等で配布するなど活用を図ります。

食品ロスの削減に取組んだ上でも生じる食品廃棄物の再生利用を検討します。

○ 各主体の相互連携の推進

食品ロスの削減に向け、消費者・事業者・関係団体・行政等が情報共有・意見交換しながら、相互に連携し、効果的な取組を検討・実施していきます。

② 家庭における食品ロス削減の推進

a. エコクッキングの推進

食品ロス対策の一つである「エコクッキング」を、広報誌やホームページを通じてレシピを定期的に紹介する等、多くの人の目に触れる工夫をして推進します。

さらに、エコレシピ（廃棄の少ない料理の作り方）や余った料理のリメイク（アレンジ）レシピ等のレシピブックの配布や市SNSでの配信、「エコクッキング教室」の実施等を通して市全体で「エコクッキング」の推進に取り組めます。

b. 3きり運動の推進

食材は「使いきり」、調理したものは「食べきり」、生ごみはしっかり「水きり」の「3きり運動」の推進に向けた情報発信を行います。あわせて、食材を使いきるための賞味期限と消費期限に関する正しい知識を普及することにより、無駄に廃棄される食品を抑制することに努めます。

生ごみの「水切り」については、市民に浸透した取組となっていますが、今後も水切りに対する情報発信を継続するものとします。

c. 手つかず食品の廃棄削減

未開封のまま捨てられている手つかず食品の廃棄削減のため、以下の行動を促す啓発方法を検討します。

- ・少量や小分け、量り売りの食品を購入
- ・冷蔵庫の中身を把握して買い物メモを作ってから買い物に行く
- ・自分や家族が食べられる量を把握した上で買い物をする
- ・利用した分だけ買い足す「ローリングストック法」
- ・賞味期限間近な食品は、フードドライブ等の活用も検討する

③ 事業所における食品ロス削減の推進

a. ちば食べエコ協力店舗との連携

県が実施している「ちば食べエコ協力店」の認定を促進し、食品を扱う事業者に対して食品ロス削減への取組を評価するとともに、市から「ちば食べエコ協力店」であることを市民へ情報発信することで事業者のイメージアップを図り、事業者の積極的な食品ロス削減への取組を促すものとしします。

b. フードシェアリングサービスの導入

フードシェアリングサービスは、廃棄されてしまう商品を消費者のニーズとマッチングさせることで食品ロスの発生や、無駄を減らす仕組みです。

本市では地域の協力店舗と住民を繋げ、食品ロスを削減するフードシェアリングサービスの導入の可能性を研究します。

c. 「3010（さんまるいちまる）運動」の推進

本市では、これまで食品ロス対策リーフレットにおいて、会食や宴会等で、乾杯後の30分間は出来立ての料理を楽しみ、お開き前の10分間は席に戻って料理を楽しみ、食べ残しがないようにする「3010（さんまるいちまる）運動」を紹介し、推進してきました。今後は、さらに店舗等において「3010（さんまるいちまる）運動」を推進するため、啓発媒体を増やすなど、啓発を強化します。

d. 「てまえどり」の促進

「てまえどり」とは、購入してすぐに食べる場合に、商品棚の手前にある商品等、販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ購買行動です。

小売り店舗側が、手軽に消費者に「てまえどり」を促せるような啓発資材を検討します。

e. 「ばら売り、量り売り、割引による販売」の促進

小売店において、「ばら売り、量り売り、割引による販売」を推進し、消費者が必要なものだけを購入できる取組を促せるような啓発方法を検討します。

(2) 循環型社会の推進に向けた施策の展開

① 未利用食品の有効利用に向けた取組

家庭において発生する賞味期限間近の食品や、事業所等において発生する余剰在庫等の食品を、こども食堂や食べ物を必要とされる方へ提供するなど、市民・関連団体・事業者が連携して、未利用食品の有効活用を推進するものとしします。

② 災害備蓄食・飲料水の有効活用

本市では賞味期限が近づいた災害備蓄食・飲料水は、地域の防災訓練や市民参加の講習会で啓発用として配布することなどにより、廃棄しない取組を実施していきます。こうした取組と併せて、フードドライブ等を活用し、必要とする人へ提供する取組も推進します。

（３）推進体制の整備に向けた施策の展開

① 廃棄物減量等推進審議会の活用

食品ロス削減推進計画の推進状況は、富津市廃棄物減量等推進審議会において報告・審議するほか、市民・事業者・各種団体・行政がそれぞれの立場で意見交換を行います。また、食品ロス削減に関する新たな施策や見直し等についても積極的に検討します。

② 食品ロスに関するごみ組成調査の実施の検討

市内で発生する食品ロスの発生状況を把握するために、ごみ組成調査の実施を検討します。

③ 全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会への参加の検討

「おいしい食べ物を適量で残さず食べきる運動」の趣旨に賛同する地方公共団体により設立された「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」への参加を検討し、こうした自治体間のネットワークを利用した食品ロス削減に向けた取組を推進します。

5. 各主体の取組

市民、事業者、市は、目標の達成に向けて以下のことに取組むこととします。

(1) 市民の取組

- エコレシビ等を参考にして、エコクッキングに取り組みましょう。
- 食材は「使いきり」、調理したものは「食べきり」、生ごみはしっかり「水きり」するように心がけましょう。
- 会食や宴会等の際は、乾杯後の30分間とお開き前の10分間は料理を楽しむ「3010（さんまるいちまる）運動」を心がけましょう。
- 食品ロス削減に取り組んでいるちば食べエコ協力店を利用しましょう。

(2) 事業者の取組

《事業者全体での取組》

- ちば食べエコ協力店登録制度を活用しましょう。
- 未利用食品の有効利用を進めましょう。
- 賞味期限が近づいた災害備蓄食料を有効活用しましょう。
- 賞味期限・消費期限に近い食品を売り切るため対策を推進しましょう。
- 消費者へ「3010（さんまるいちまる）運動」を積極的に啓発しましょう。
- 食品ロス削減の重要性について理解を深め、社員等への啓発を行うなど、食品ロスに繋がる取組を実践しましょう。

(3) 市の取組

- エコクッキングの推進に取り組めます。
- 「3きり運動」の推進に向けた情報発信を行います。
- 店舗等において「3010（さんまるいちまる）運動」を推進するため、啓発を促進します。
- 食品ロスの把握のため、ごみ組成調査の実施を検討します。

6. 計画の効果的な推進

(1) 推進体制

食品ロス削減には、食品製造業、卸売業・小売業、宿泊・飲食業、医療・福祉等の食品を取り扱う事業者、市民、行政の3者が協働して情報共有するネットワークを構築し、取組を推進する必要があるため、市は情報共有ネットワークの構築の架け橋となる取組の推進に努めるものとします。

また、食品ロスの削減については、「循環型社会形成推進基本法」、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」、「食育推進基本計画」、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」等多岐にわたる関連施策に位置付けられていることから、市は食品ロス削減推進計画を推進するため各種情報収集や、本庁内外の関連機関との連携に努めるものとします。

(2) 進捗管理

食品ロス削減推進計画を着実に進めていくために、食品ロスや食品廃棄物の排出量及び処理状況を把握するとともに、施策の取組状況を定期的に点検・評価し、PDCAサイクルに従った進捗管理を行うことにより、必要な改善策や新たな施策の展開に繋げていくものとします。

また、進捗状況や取組の成果を市広報誌や市ホームページ等により公表します。

第5章 生活排水処理基本計画

1. 生活排水処理の基本方針

(1) 生活排水処理に係る理念、目標

水は自然環境の中で重要な要素の一つであり、地域の快適な生活環境を生み出し、人々の心に潤いと安らぎを与えています。

こうした水及び水環境の重要性を知り、水環境を良好に保全し、次の世代に引き継いでいくことは、私たちに課せられた責務です。

本市においても、生活排水を適正に処理することは重要な課題であり、環境基本計画の目指す『豊かな自然が残り 多様な緑が織りなすまち 富津』を本計画の基本理念とし、川や海を守るために生活排水処理の推進を図ることを目標とします。

(2) 基本方針

本市は、湊川、染川、岩瀬川等の河川及び南北 40km に及ぶ長い海岸線があり、水環境に恵まれた地域です。市民に安らぎや潤いを提供する貴重な財産であり、そこに生息する生物及び植物にとっても欠くことができません。将来を担う子どもたちのためにも大切に守り残していかなければなりません。

水質汚濁の主因は、工場や事業所等からの排水から、台所、お風呂等からの生活排水に変わってきています。なにげなく流してしまった排水が周辺の自然環境や生活環境を汚してしまいます。良好な水辺環境とその周辺を含めた自然豊かな空間を維持していくために、生活排水対策を推進する必要があります。

本市は、平成 22 年 3 月（2010 年）に策定した生活排水処理基本計画を指針として、生活排水の対策を講じた結果、生活排水処理率は徐々に上昇しているもののさらなる向上を目指すため、これまでの取組の見直しと新たな取組の実施を推進していくことを基本方針とします。

生活排水対策は、市民、事業者、行政がそれぞれの自覚と責任を持って、個々に、また、協働してこれまで以上に生活排水の適正な処理を推進していくことが重要です。

2. 生活排水を取り巻く社会情勢

(1) 生活排水処理対策のための関係法令及び計画

① 関係法令の概要

生活排水処理に係る様々な法律が施行されており、それらの法律に基づき生活排水処理施設の整備を実施しています。関係法令とその概要を下表に示します。

表5－2－1 関係法令の概要

公布年月	法令	概要
昭和 33 年 (1958年) 3月	下水道法	公共下水道、流域下水道等の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的としています。
昭和 45 年 (1970年) 12月	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としています。
昭和 45 年 (1970年) 12月	水質汚濁防止法	工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することなどを目的としています。
昭和 58 年 (1983年) 5月	浄化槽法	公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的としています。
平成 6 年 (1994年) 8月	環境基本法	環境保全に向けた枠組みを示した基本的な法律です。環境の保全に向けて、環境法の基本理念を明らかにし、社会の構成員それぞれ（国、地方公共団体、事業者、国民）の役割を定め、環境保全のための施策の基本となる事項や方法を定めることで、現在だけでなく、将来の国民の生活の確保、さらには人類の福祉に貢献することを目的としています。

② 千葉県の計画

千葉県では、生活排水の対策と生活排水処理施設の整備を推進するため、下表に示す計画を策定しています。

表5-2-2 生活排水の対策等に関する千葉県の計画と概要

策定年度／策定年月	計画名称	概要
平成19年 (2007年) 9月	東京湾流域別下水道整備総合計画 基本方針	東京湾の水質環境基準を達成・維持するため、関係都県・政令市及び機関で東京湾流域別下水道整備総合計画基本方針を策定しましたが、計画から14年を経過したことから、令和2年度(2020年度)より見直し検討に着手しています。
平成28年度 (2016年度)	千葉県全県域汚水適正処理構想	県全域を対象にした総合的な汚水処理の構想として策定し、より効率的かつ適正な下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等の汚水処理施設の整備・運営管理を計画的に実施していくため、各種事業を推進しています。
令和2年 (2020年) 3月	みんなで取組む生活排水対策	地域住民を対象に、水質の現状と、生活排水対策の重要性とその取組方法を周知し、地域住民ができる対策を自ら実行し、さらに取組を拡大します。

③ 本市の生活排水に関する条例

本市では、生活排水の対策や公共用水域の水質汚濁防止を目的として、下表に示す条例を制定しています。

表5-2-3 本市の生活排水に関する条例の概要

施行年月	条例名称	概要
平成元年 (1989年) 12月	君津富津広域下水道組合下水道条例	君津富津広域下水道組合の設置する公共下水道、都市下水路の管理及び使用について定めています。
平成3年 (1991年) 10月	富津市浄化槽転換事業補助金交付要綱	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽転換事業を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めています。
平成6年 (1994年) 7月	富津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	廃棄物の減量化、資源化及び適正な処理をし、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全並びに公衆衛生の向上を図ることを目的としています。
平成16年 (2014年) 10月	富津市環境条例	環境の保全について基本理念、施策の基本的な事項を定め、生活環境の保全等に関する市の施策を定めてこれを推進し、公害の防止のための規制を行うことにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。

④ 本市の生活排水の対策等に関する計画

本市では、生活排水の対策と生活排水処理施設の整備を推進するため、下表に示す計画を策定しています。

表5－2－4 本市の生活排水の対策等に関する計画と概要

策定年度／策定年月	計画名称	概要
平成 22 年 (2010 年) 3月	一般廃棄物処理基本計画	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）」第6条第 1 項の規定により、本市から発生する一般廃棄物の処理・処分について定めています。
平成 23 年 (2011 年) 3月	君津富津広域下水道組合公共下水道全体計画	公共用水域の水質保全及び都市の健全な発展と生活環境の整備、向上に寄与することを目的に計画しています。
平成 31 年 (2019 年) 3月	君津富津広域下水道組合公共下水道事業計画	生活環境の改善及び公共用水域の汚濁防止を目的に、君津地区のうち早急に整備が望まれている区域、富津地区は埋立地及び区画整理地区を含む区域を事業計画区域として整備します。
平成 27 年度 (2015 年)	富津市汚水適正処理構想	持続可能な汚水処理システム構築に向け、市域全体において、各種汚水処理施設の整備並びに増大する汚水処理施設ストックの長期的かつ効率的な運営管理について、適切な役割分担の下、計画的に実施していくための基本指針を定めています。
平成 27 年度 (2015 年)	富津市汚水処理施設整備計画（アクションプラン）	富津市汚水適正処理構想の中期（10 年程度）で汚水処理施設を概成するための整備内容（アクションプラン）を策定しています。
平成 29 年 (2017 年) 4月	第 2 期富津市環境基本計画	緑豊かな自然環境を保ちつつ持続的発展が可能な社会を実現するため、環境の保全に重点を置いた計画とし、新たに放射線対策や PM2.5 対策を追加するほか、再生可能エネルギーなど地球環境に関する施策の拡充を図る計画を策定しています。

- ⑤ 生活排水処理対策のための関係法令、計画及び事業の体系
生活排水処理に関する法令、計画及び事業の体系を下図に示します。

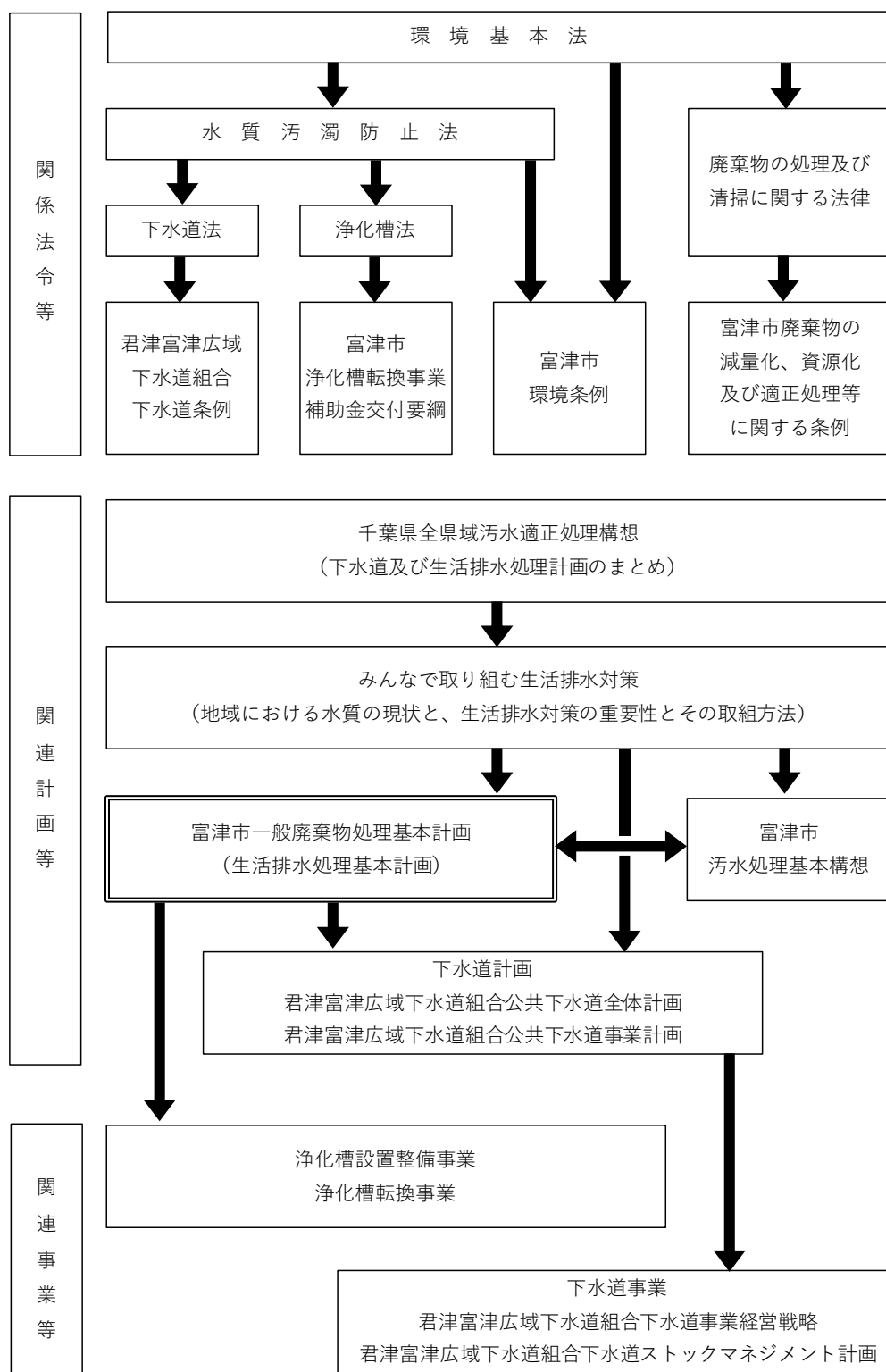


図5-2-1 生活排水処理に関する法令、計画及び事業の体系

3. 生活排水処理の状況

(1) 生活排水の処理主体と処理体系

生活排水の処理主体を下表に、生活排水の処理体系を下図に示します。

生活雑排水は、公共下水道、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設で処理を行っています。また、し尿汲み取り便槽、単独処理浄化槽、合併処理浄化槽から発生するし尿及び浄化槽汚泥は、富津市クリーンセンター（し尿処理施設）で処理を行っています。

表5－3－1 生活排水の処理主体

		生活雑排水	し尿	浄化槽汚泥
収集・運搬		—	許可業者	許可業者
処 理	下 水 道	君津富津広域下水道汚組合	—	—
	合併処理浄化槽	個人・法人	個人・法人	—
	単独処理浄化槽	—	個人・法人	—
	し尿処理施設	—	市	市

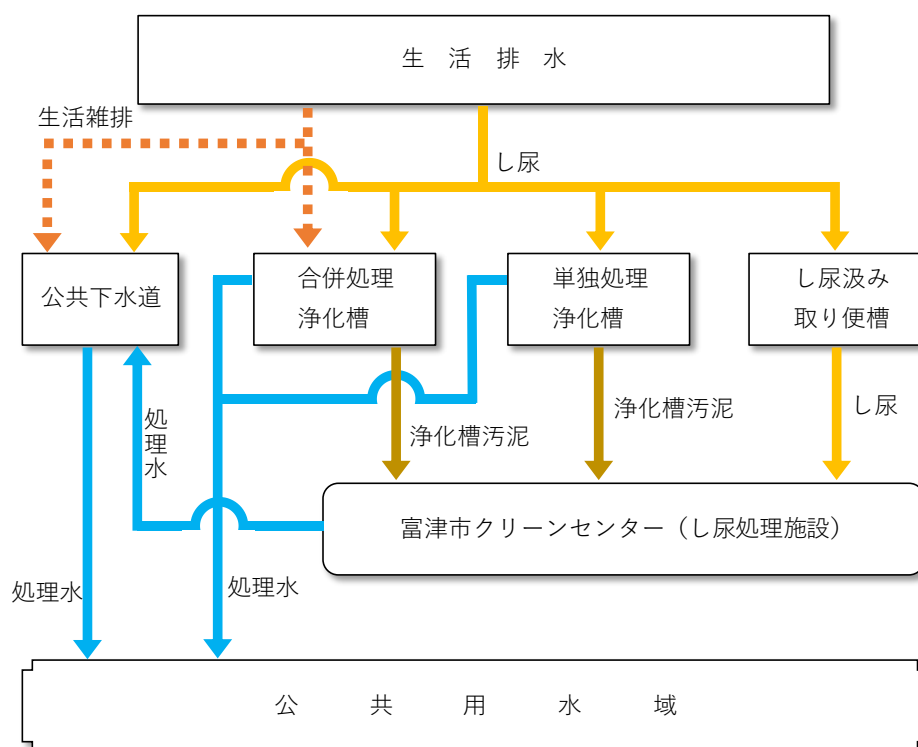


図5－3－1 生活排水の処理体系

(2) 公共下水道

本市の下水道は、昭和48年（1973年）8月1日に、君津市と富津市の下水道の共同処理を行うため、君津富津広域下水道組合を設立しています。事業概要は下表のとおりです。また、下水道事業計画区域図を次頁に示します。

表5-3-2 下水道事業計画の概要

項目			全体計画
事業名称			君津富津広域下水道組合公共下水道事業
所在地			君津市久保2丁目13番1号
事業主体			君津富津広域下水道組合 構成：君津市、富津市
計画目標年次			令和6年
計画区域面積			1,849ha（図5-3-2）
排除方式			分流式
処理区域内人口			28,300人（富津市分）
汚水量 原単位	家庭	日平均	305L/人・日
		日最大	405L/人・日
		時間最大	610L/人・日
		地下水量	70L/人・日
計画汚水量 （日最大） 地下水含む	家庭		13,440 m ³ /日（富津市分）
	工場		4,640 m ³ /日（富津市分）
	計		18,080 m ³ /日（富津市分）
処理方式			標準活性汚泥法（高度処理） 凝集剤併用型ステップ流入式 多段硝化脱窒法＋急速ろ過法（高級処理）
汚泥処理			濃縮＋脱水
処理能力			47,200 m ³ /日（2系列）
放流先			東京湾
汚水量			27,130 m ³ /日
発生汚泥量			10～20 m ³ /日
計画 流入水質	BOD		210mg/L
	COD		120mg/L
	SS		170mg/L
	T-N		41mg/L
	T-P		5.8mg/L
計画 放流水質	BOD		10mg/L
	T-N		15mg/L
	T-P		1.4mg/L

資料：君津富津広域下水道組合

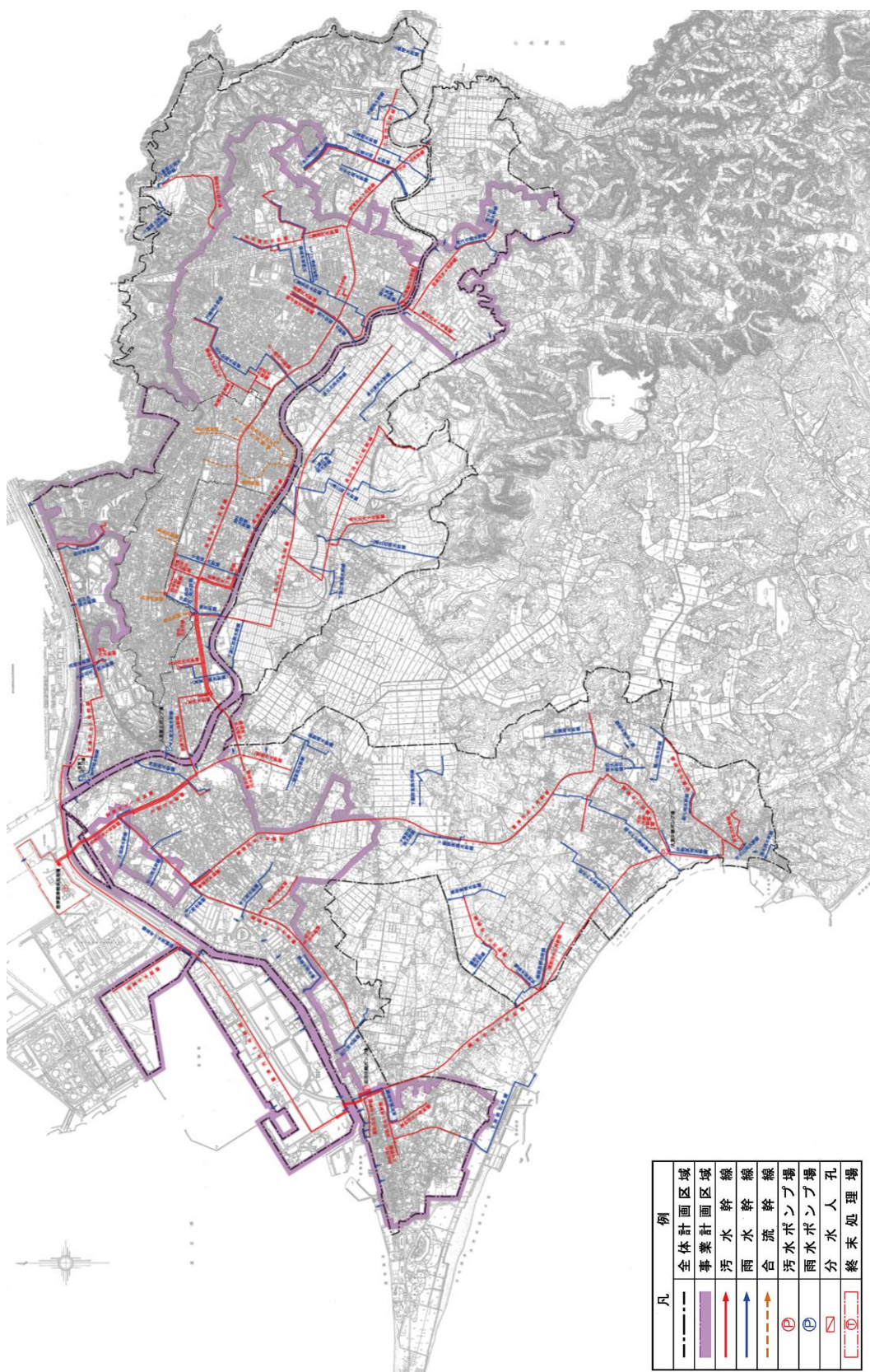


図5-3-2 公共下水道事業計画図（君津富津広域下水道組合）

(3) 処理形態別人口の推移

処理形態別人口と生活排水処理率を下表に示します。平成 23 年度（2011 年度）以降の生活排水処理率は、上昇傾向にあり、令和 2 年度（2020 年度）は 56.0%となっています。

表 5-3-3 処理形態別人口と生活排水処理率

区 分			単位	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
処理形態別人口	行政区域内人口		人	48,482	48,357	47,778	47,295	46,645	46,158	45,493	44,940	44,257	43,599
	水洗化・生活排水処理人口		人	14,033	15,016	17,052	18,062	20,035	20,931	21,515	22,650	23,646	24,427
		生活排水処理率	%	28.9	31.1	35.7	38.2	43.0	45.3	47.3	50.4	53.4	56.0
	下 水 道	処理区域内人口	人	6,273	6,401	7,370	7,569	7,788	8,016	8,130	8,261	8,320	8,373
		水洗化率	%	57.5	57.5	70.4	74.6	74.8	74.2	74.1	74.7	75.0	75.0
		水洗化人口	人	3,610	3,682	5,188	5,649	5,828	5,951	6,021	6,169	6,236	6,278
		集落排水・合併処理浄化人口合計	人	10,423	11,334	11,864	12,413	14,207	14,980	15,494	16,481	17,410	18,149
	水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽人口）		人	19,637	19,005	17,514	16,662	15,167	14,378	13,667	12,705	11,748	10,928
	非水洗化人口		人	12,808	9,947	9,403	8,221	7,354	6,524	6,135	5,666	5,215	4,708
		し尿汲み取り人口	人	12,552	9,748	9,215	8,081	7,207	6,394	6,012	5,553	5,111	4,614
		自家処理人口	人	256	199	188	140	147	130	123	113	104	94
	浄化槽合計		人	32,064	31,106	31,334	31,505	31,503	31,618	31,228	31,013	30,722	30,133
	単独処理浄化槽人口+し尿汲み取り人口+自家処理人口		人	34,449	33,341	30,726	29,233	26,610	25,227	23,978	22,290	20,611	19,172

(4) 生活排水処理率の推移

生活排水処理率の推移を図 5-3-3 に示します。

生活排水処理率：%

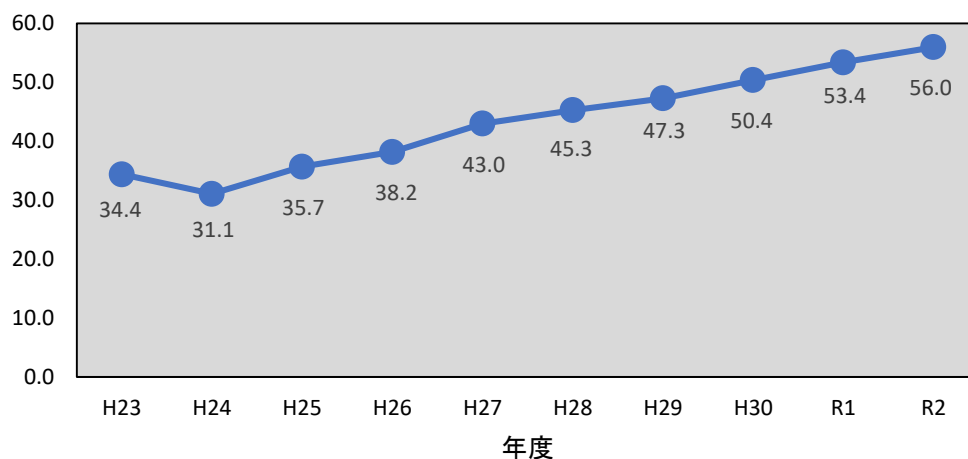


図 5-3-3 生活排水処理率の推移

(5) し尿及び浄化槽汚泥の処理量

本市のし尿及び浄化槽汚泥の処理量の推移を下表に示します。し尿処理量は平成23年度（2011年度）には3,838kLでしたが、令和2年度（2020年度）には3,664kL減少しています。浄化槽汚泥処理量は平成23年度（2011年度）には14,567kLでしたが、令和2年度（2020年度）には13,910kLに減少しています。

表5-3-4 し尿・浄化槽汚泥処理量

区 分		単位	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
年間処理量	し尿量	kl/年	3,838	3,779	3,928	3,755	3,909	3,831	3,815	3,727	3,660	3,664
	浄化槽合計	kl/年	14,567	14,345	14,910	12,457	14,841	14,545	14,482	14,148	13,893	13,910
	合計	kl/年	18,405	18,124	18,838	16,212	18,750	18,376	18,297	17,875	17,553	17,574
	自家処理量	kl/年	132	102	96	91	74	52	62	58	53	48
	合計(自家処理量含む)	kl/年	18,537	18,226	18,934	16,303	18,824	18,428	18,359	17,933	17,606	17,622
日平均	し尿量	kl/日	10.5	10.4	10.8	10.3	10.7	10.5	10.5	10.2	10.0	10.0
	浄化槽合計	kl/日	39.9	39.3	40.8	34.1	40.7	39.8	39.7	38.8	38.1	38.1
	合計	kl/日	50.4	49.7	51.6	44.4	51.4	50.3	50.2	49.0	48.1	48.1
原単位	し尿原単位	l/人・日	0.84	1.06	1.17	1.27	1.48	1.64	1.74	1.84	1.96	2.18
	浄化槽汚泥原単位	l/人・日	1.24	1.26	1.30	1.08	1.29	1.26	1.27	1.25	1.24	1.26
	自家処理量原単位	l/人・日	1.41	1.40	1.40	1.78	1.38	1.10	1.38	1.41	1.40	1.40

(6) 収集・運搬

本市の収集・運搬の概要は下表のとおりです。し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は市の許可した業者が行っています。汲み取り便槽及び浄化槽管理者が市の許可した業者に収集を直接依頼する方式となっています。

し尿・浄化槽汚泥ともに本市全域（下水道整備済区域を除く）が収集・運搬区域となっています。

表5-3-5 収集・運搬の概要

項 目	内 容
収 集 ・ 運 搬 区 域	市内全域（下水道整備済区域を除く）
収 集 体 制	し 尿 ： 許可業者7社 浄化槽汚泥 ： 許可業者7社（し尿と同じ）
収 集 運 搬 車 両	バキューム車

(7) し尿及び浄化槽汚泥の処理

市及び許可業者が収集したし尿及び浄化槽汚泥は、富津市クリーンセンター（し尿処理施設）で処理後、公共下水道へ投入しています。富津市クリーンセンター（し尿処理施設）の概要は下表のとおりです。

表5-3-6 富津市クリーンセンター（し尿処理施設）の概要

項 目	内 容		
施 設 名 称	富津市クリーンセンター		
施 設 所 管	富津市		
所 在 地	富津市新富 12-1		
計 画 処 理 能 力	68kL/日（し尿9kL/日、浄化槽汚泥 59 kL/日）		
処 理 方 式	水 処 理：高負荷脱窒素処理方式 汚泥処理：濃縮→脱水→場外搬出 脱臭処理：高濃度臭気→アルカリ洗浄→中濃度臭気処理へ 中濃度臭気→アルカリ・次亜塩素酸ソーダ洗浄→活性炭吸着 低濃度臭気→活性炭吸着		
プロセス用水	上水		
放 流 先	公共下水道（君津富津終末処理場）		
し 渣 処 分 方 法	(株)かずさクリーンシステムで熔融処理		
汚 泥 処 分 方 法	(株)かずさクリーンシステムで熔融処理		
放 流 水 質	項目	保証値	下水道法
	pH	5.8～8.6	5.0～9.0
	BOD (mg/L)	20 以下	600 以下
	SS (mg/L)	70 以下	600 以下
	T-N (mg/L)	30 以下	240 以下
	T-P (mg/L)	4 以下	32 以下
竣 工 年 月	平成 18 年 3 月		
設 計 ・ 施 工	(株)タクマ		

(8) 最終処分

富津市クリーンセンター（し尿処理施設）では夾雑物の除去後、硝化・脱窒素処理、凝集沈殿処理を経て、処理水を公共下水道へ投入しています。発生するし渣、脱水汚泥は(株)かずさクリーンシステムで熔融処理しています。

(9) 取組状況

① 市民、事業者、行政の協働による取組

生活排水対策を推進するために、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、パートナーシップに基づいて取組める地域社会づくりを行っています。

② 発生源における取組の推進

水質汚濁を防止するために、水質保全に配慮したライフスタイルをとり入れ、家庭での発生源対策として、合併処理浄化槽設置の普及、単独浄化槽から合併浄化槽への転換、合併処理浄化槽の適正管理などについて推進しています。

a. 浄化槽転換事業

市では生活排水による公共水域の水質汚濁を防止するため、既存の単独処理浄化槽または汲み取り便槽から合併処理浄化槽への付け替えに要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付しています。なお、平成 28 年度（2016 年度）から新設（新築等）に対する補助金は廃止となりました。

補助の対象となる地域は、市内における河川及び公共水域へ流出する水路等の流域で、公共下水道事業計画区域を除いた地域です。なお、天羽・大佐和地区は全域で補助対象となり、富津地区の一部地域では補助対象外となります。

表 5-3-7 浄化槽転換事業における補助限度額

区分	限度額	内訳		
		設置費	撤去費	配管工事費
単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に付け替える場合	580,000 円	300,000 円	180,000 円	100,000 円
汲み取り便槽を合併処理浄化槽に付け替える場合	500,000 円	300,000 円	100,000 円	100,000 円

※単独処理浄化槽の撤去費については、完全撤去の場合のみ対象

※10 人槽以下の浄化槽で放流水の全窒素（T-N）が 20mg/L 以下の機能のもの

※新築又は建替えを伴って付け替える場合は上記の補助対象から除かれます。

○浄化槽の適正な維持管理

浄化槽は、水の汚れとなる有機物を、微生物に食べさせることで分解する処理施設です。そのため、適正に維持管理しないと微生物の状態が悪化して、処理性能が低下してしまいます。

以下のことに気をつけて、使う必要があります。

<日常生活における注意事項>

- ・ブロワー（モーター）の電源は切らないこと。

浄化槽には常に空気を送り込み、好気性微生物に酸素を供給する必要がありますので、ブロワーの電源は切らないでください。

- ・浄化槽の上部または周辺にものを置かないこと。

保守点検、清掃に支障を及ぼすおそれのあるものを置かないでください。

- ・トイレットペーパーを使用すること。

トイレでは必ずトイレットペーパーを使用するようにしてください。新聞紙、タバコの吸殻、紙おむつ、衛生綿、生理用品等の異物は絶対に流さないでください。

・洗剤は適正量を使用し、劇薬を含む洗剤の使用は避けること。

便器掃除等に洗剤を使用する場合には、表示された使用量を守りましょう。多量に使用すると浄化槽内の微生物が死んでしまうことがあります。また、劇薬成分を含む洗剤は使わないようにしましょう。

・油脂、野菜くずなどを流さないこと。

油脂類や野菜くずはできるだけ浄化槽内に流入させないでください。残った油は、回収固化するか紙等に吸わせて可燃ごみとして出してください。

・浄化槽の故障や異常時、長期間家を空ける場合は、保守点検業者に相談すること。

異常な臭気が発生したり、プロワーが止まってしまった場合には直ちに保守点検業者に連絡し修理してください。また、長期間浄化槽を使用しない場合には、汚泥の引抜きや、水張りなどの措置が必要ですので、保守点検業者に相談しましょう。

○浄化槽の点検

使用者は浄化槽法で以下のような義務が定められています。

① 保守点検

・知事の登録を受けた浄化槽保守点検業者に依頼し、定期的に点検、調整等を受けることが、法令で決められています（通常年3回～4回）。

② 清掃

・浄化槽が設置されている市町村長の許可を受けた浄化槽清掃業者に依頼し、中にたまった汚泥などを清掃します。年に1回（型式によっては半年に1回）、機器類の洗浄と調整もあわせて行うことが定められています。

③ 法定検査の受検

法定検査には、次のように設置後間もなく受ける検査と、以後定期的に受ける検査の二つがあります。

・設置後の水質に関する検査

設置された浄化槽が、適正に施工され、機能していることを確かめるための検査で、浄化槽法第7条に定められているので、「7条検査」と呼ばれています。使い始めてから3ヶ月後から8ヶ月後の間に受けなければなりません。

・定期的な検査

浄化槽が適正に使われ、保守点検や清掃が適正に行われ、所期の機能が発揮されていることを確かめるための検査で、浄化槽法第11条に定められているので「11条検査」と呼ばれています。毎年1回受けなければなりません。

③ 災害時の広域処理の推進

震災及び風水害の発生時等、本市単独では対応できない状況が想定されることから、近隣市町との連携を深め広域的な処理体制の構築を目指しています。

4. 課題の整理と対応策の検討

(1) 発生源における課題

生活排水処理率は徐々に増加していますが、さらなる向上を図る必要があります。公共用水域へ生活雑排水を未処理で放出している人口割合が高いため、下水道への接続推進、合併処理浄化槽の設置の普及が引き続き急務となっています。

(2) 法制度に関する課題

生活排水は河川を通り、東京湾に流れ込みます。千葉県では、水質汚染を防止するため千葉県全域汚水適正処理構想を策定し、生活排水対策を推進しており、本市における取組を強化し水質浄化に努めることが重要です。

(3) 合併処理浄化槽の適正な維持管理

下水道と同程度の汚水処理性能を持つ浄化槽の構造は、建築基準法で定められており、正しい使い方と適正な維持管理を行えば、本来の機能を十分に発揮することができます。しかし、使い方を誤ったり、維持管理を適切に行わないと放流水の水質が悪化したり、悪臭が発生してしまうことになり、逆に生活環境を悪くする原因になってしまいます。

そのため、合併処理浄化槽の適正な維持管理方法のさらなる普及・啓発が必要です。

(4) 施設整備の課題

生活排水の対策を講じる上で公共下水道の整備と接続の普及に加え、合併処理浄化槽の設置の普及が重要です。公共下水道認可区域以外の地域において生活雑排水の処理を行っていない世帯に対し、合併処理浄化槽への転換の推進が重要です。

富津市クリーンセンター（し尿処理施設）は、平成 18 年（2006 年）3月に竣工し 16 年を経過しています。適正に維持補修を行っていますが、部分的な経年損傷が所々に見受けられ、腐食や損傷等が認められています。立地環境からも塩害の影響が懸念されるため、これらも考慮しつつ維持補修の優先順位を定め、計画的に整備することが必要です。

5. 数値目標の設定

公共下水道は、下水道事業区域内の接続人口の増加の推進を図る計画とします。

合併処理浄化槽は、単独処理浄化槽及び汲み取り便槽の転換と合併浄化槽の設置の普及を図る計画とします。

処理形態別人口と生活排水処理率の予測は下表のとおりです。

表5-5-1 処理形態別人口の予測

指標	実績値	推計値		
	令和2年度	令和10年度	令和15年度	令和20年度
公共下水道人口	6,278人	6,695人	6,892人	7,058人
合併処理浄化槽人口	18,149人	21,509人	23,909人	26,309人
生活排水処理人口	24,427人	28,204人	30,801人	33,367人
生活排水処理率	56.0%	71.5%	82.8%	95.4%
し尿排出量	3,664kL/年	2,158kL/年	1,224kL/年	309kL/年
浄化槽汚泥排出量	13,910kL/年	13,794kL/年	13,208kL/年	12,659kL/年
処理量合計	17,574kL/年	15,952kL/年	14,432kL/年	12,968kL/年

6. 目標達成に向けた役割

(1) 市民の役割

市民一人ひとりが生活排水を排出する当事者であることを認識し、水環境の保全、環境負荷の軽減に努めることが求められます。

具体的には、公共下水道計画区域内にあっては公共下水道への接続、公共下水道計画区域外にあっては合併処理浄化槽への転換事業などを活用するとともに、浄化槽の設置者は適正な維持管理に努める必要があります。

(2) 事業者の役割

事業活動に伴って発生する油類、薬剤、その他汚染物質については、適正な処理が行えるよう、処理施設の整備に努めなければなりません。また、公共下水道計画区域内にあっては公共下水道への接続、公共下水道計画区域外にあっては合併処理浄化槽への転換に努めることが重要です。

(3) 行政の役割

生活排水の適正処理を図るため、公共下水道の整備を推進及び合併処理浄化槽の設置を促進するとともに、補助金制度等について周知を図ります。また、適正な中間処理を実施するとともに、老朽化した富津市クリーンセンター（し尿処理施設）については、計画的な施設の整備を推進していきます。

7. 各主体の取組

(1) 市民・事業者の取組

- 油類は、固めるか紙等でふき取って、下水道や合併処理浄化槽に流さないようにしましょう。
- ご飯粒や野菜くずは、下水道や合併処理浄化槽に流さないようにしましょう。
- 水洗トイレでは、トイレットペーパー以外のものを流さないようにしましょう。
- 道路の排水溝にごみがたまらないよう、ポイ捨てはやめましょう。
- 水路や河川の清掃を定期的に行い、美化活動に取り組みましょう。

○台所でできる対策

台所や風呂場から排出される生活雑排水の汚れの量（BOD）は1人1日平均 30g ですが、その半分以上の 17g が台所から出ています。台所から出る汚れには、油や調味料などの BOD 濃度の高いものが多く、飲食物や調理くずを排水と一緒に流さないようにすることで汚濁を減らすことができます。特に食用油は、わずか大さじ1杯捨てるだけでBODで 25g に相当するため、油っこい料理や、脂肪分の多い肉や魚の調理くずには、特に注意が必要です。

○流しに「三角コーナー」と「ろ紙袋」を使う

調理くずを流すと排水管の汚れや詰まりの原因にもなります。流しでは三角コーナーを使い、調理中に出てくる調理くずを取り除きましょう。ろ紙袋やストッキングを、三角コーナーや排水口のストレーナーにかぶせると、細かい調理くずも除去することができます。また、三角コーナー内の調理くずからは汚れた水が出るので、こまめに捨てるようにしましょう。



○油はなるべく使い切るようにし、流しに流さない

油分は汚濁の原因になるほか、多量に流すと合併処理浄化槽の微生物に悪影響を与えたり、配管の詰まりの原因にもなります。揚げ物に使った油は、炒め物に使用して使い切るようにし、捨てる場合はボロ布などに染み込ませたり、固めて捨てるなど、油を流さない工夫が必要です。また、汚れた食器や鍋は、水で洗う前に拭き取ることも効果的です。

○米のとぎ汁はなるべく流さない

千葉県環境研究センターが行った調査では、米のとぎ汁にはBODだけでなく、アオコや赤潮の原因となる窒素やりんが多く含まれていることが分かっています。とぎ汁は、ちょっとした油污れなら落とす効果があるので、食器を洗う洗剤の代わりとして使ったり、花壇や庭木にまいたりすることで、排水として流す量を減らせます。また、無洗米を使うことで、発生する汚濁の量を抑えることができます。

○洗剤は適正量を使う

台所洗剤や石けんも水の汚れの原因になりますので、必要な量だけをつかいましょう。ひどい汚れは、漬け置き洗いをすることで洗剤の量を減らすことができます。

○入浴や洗濯時に気を付けること

お風呂や洗濯による排水には、1人1日平均13gのBODが含まれていますが、そのほとんどは洗剤によるものということが、千葉県環境研究センターの調査で明らかになっています。洗濯に使う洗剤や石けん、お風呂で使うシャンプーなどは、使いすぎないことが大切です。適正な使用量を守り、洗濯ではあらかじめ汚れのひどい部分を手洗いすることで、過剰な洗剤の使用を防ぐことができます。

また、糸くずフィルターやごみ取りネットを用いることで、衣類から発生するマイクロプラスチック（化学繊維）の流出を減らすことができます。

○その他の対策

道路側溝にたまったごみは、放っておくと徐々に流され、川などへ流れ込み汚濁の原因となるほか、悪臭や害虫の発生原因にもなります。定期的に、家の前の道路側溝を清掃することでこれを軽減できます。また、洗車の排水は側溝等を通じて直接河川や湖に流入しますので、洗剤の使いすぎに注意しましょう。また、庭、畑などの施肥、農薬は過剰に使用すると富栄養化の原因となります。適正量を守って使用しましょう。

(2) 市の取組

- 下水道区域では、下水道の整備を引き続き行います。
- 環境教育・学習を充実させるため、学校等において、水環境問題をテーマとした授業が取り入れられるよう担当部局と調整を図るなど、環境教育の推進に努めます。
- 市ホームページや市広報誌等を活用し、幅広い世代に情報を発信します。
- 快適な生活環境と健全な水環境の保全のため、合併処理浄化槽等の補助制度の在り方を検討するなど、施策の推進を図ります。
- 富津市クリーンセンター（し尿処理施設）については、日々の市民生活に支障をきたすことのないよう、適切で効率的な施設の維持管理を心がけるとともに、延命化に努めます。

8. 収集・運搬計画

(1) 収集・運搬

本計画で定める収集・運搬とは、し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬を示します。

(2) 収集・運搬区域

収集・運搬区域を本市全域（下水道整備済区域を除く）とします。

(3) 収集・運搬方法

許可業者による収集・運搬を行います。許可業者に対しては、生活環境に配慮し、収集業務を衛生的、効果的に行うよう指導を徹底します。

9. 中間処理計画

(1) 中間処理

本計画で定める中間処理とは、収集・運搬により回収されたし尿及び浄化槽汚泥の中間処理を示します。

(2) 中間処理の方法

富津市クリーンセンター（し尿処理施設）において、中間処理を継続します。

(3) 施設整備

富津市クリーンセンター（し尿処理施設）は、平成 18 年（2006 年）3月に竣工し 16 年を経過しています。適正に維持補修を行っていますが、部分的な経年損傷が所々に見受けられ、腐食や損傷等が認められています。立地環境からも塩害の影響が懸念されるため、これらも考慮しつつ維持補修の優先順位を定め計画的な整備を行います。

10. 最終処分計画

(1) 最終処分

本計画で定める最終処分とは、し渣、脱水汚泥の処分先である(株)かずさクリーンシステムで溶融処理後に発生する溶融飛灰の処分を示します。

(2) 最終処分の方法

溶融処理後に発生する溶融飛灰については、民間事業者への処分委託を行っています。

1 1. 災害発生時の処理・処分

(1) 処理体制の維持

被災時の処理・処分については、平常時と同様に許可業者による収集・運搬と市による処理・処分を行います。

収集・運搬車両、処理・処分施設の被災状況を考慮し、必要に応じて県及び近隣市町、民間事業者の協力を求め円滑かつ安定した処理・処分の維持に努めます。

(2) 仮設トイレの設置

水洗トイレが使用できない場合には、被災状況に応じて、仮設トイレを設置します。そのために仮設トイレの備蓄、建設会社等の民間事業者との仮設トイレの調達に係る連携を図ります。

(3) 県・近隣市町等との協力

本市単独での対応が困難な場合には、収集・運搬、処理、処分に關し県及び近隣市町の協力を仰ぐとともに、民間事業者とも事前に協定を締結するなど、被災時に必要となる人員、機材、処理体制等の確保を図ります。